

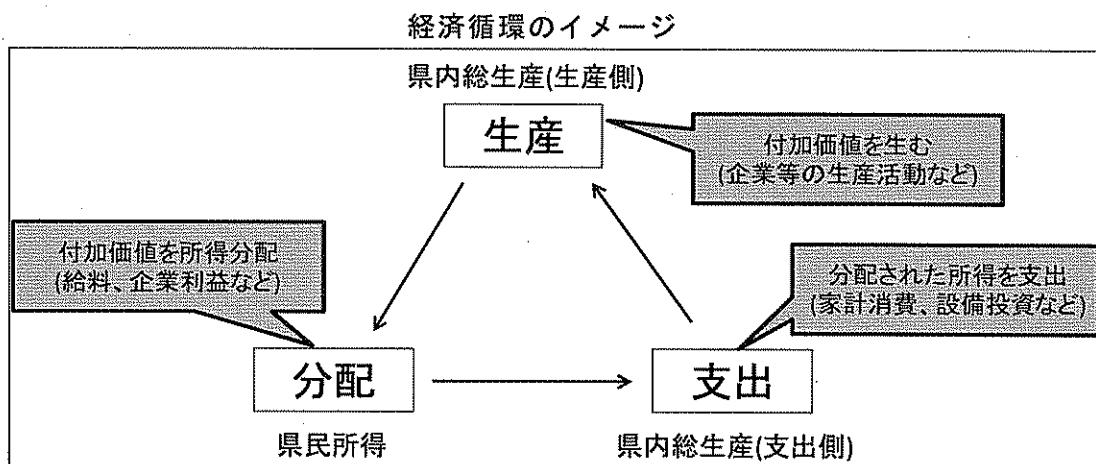
V 県民経済計算の解説

1 県民経済計算の概念

県民経済計算は、一定期間(1会計年度)において県内の、あるいは県民(個人だけでなく企業なども含む)の経済活動により新たに生み出された成果(付加価値)を計測するものである。

これは、各産業の生産活動によって新たに付加された生産物の価値としてとられたものの〔生産〕、生産活動に参加した諸要素(土地・労働・資本)に配分された形でとられたもの〔分配〕、消費や投資という形でどのように処分されたかをとらえたもの〔支出〕の三つの面から把握される。

経済は、生産活動によって生み出された付加価値を、労働者や企業に賃金や利潤として分配し、分配した所得は消費や投資として支出し、この支出によりまた生産活動が発生する、という循環を繰り返しており、県民経済計算は生産、分配、支出という異なる側面から県経済という同一の付加価値を把握していることから、それぞれの値は理論的には等価である。これを「三面等価の原則」という。ただし、県内総生産と県民所得は評価基準が異なるため、値は一致しない(「2 県民経済計算の評価の基準」を参照)。



2 県民経済計算の評価の基準

(1) 県内概念と県民概念

県内概念とは県内における経済活動を、従事した者の居住地のいかんを問わず把握するもので、県民概念とは県内居住者の経済活動を、従事した地域のいかんを問わず把握するものである。

県民経済計算では、生産及び支出を県内概念で(ex. 県内総生産)、分配を県民概念で(ex. 県民所得)把握している。

(2) 総(グロス)と純(ネット)

企業設備、建物等の固定資産は生産過程において年々減耗するため、この減耗分を将来の固定資本代替のための費用として評価・計上したもの等が固定資本減耗である。

県民経済計算では、この固定資本減耗を含んで付加価値を評価したものを「総(グ

ロス)」、含まない場合を「純(ネット)」という。

県内総生産と県内純生産の関係を算式で示すと、

$$\text{県内総生産} = \text{県内純生産} + \text{固定資本減耗}$$

(3) 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格により評価するものであり、消費税等の「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」を含んだ価格表示である。市場価格は、さらに生産者から出荷される時点で評価する生産者価格と、これに運輸・商業マージンを加えた購入者価格に分けられる。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる要素費用(労働や資本等の生産要素に支払われる雇用者報酬、営業余剰、固定資本減耗)の価格でもって評価するものである。

県民所得における以上の関係を算式で示すと、

市場価格表示の県民所得

$$= \text{要素費用表示の県民所得} + \text{生産・輸入品に課される税一補助金}$$

なお、一般に「県民所得」と言う場合は、要素費用表示の県民所得を指す。

(4) 名目と実質

名目とは、その年度に実際に取引されている価格を評価基準にして表したものである。これに対して実質とは、ある年の物価を基準として物価変動を除去したもので、経済の実質的(物量的)な伸びを見る場合に用いられる。

なお、平成16年度推計より生産系列は連鎖方式による実質化を行っているが、支出系列は固定基準年方式であり、実質経済成長率等を見る際は連鎖方式を優先している。

※固定基準年方式

ある特定の年を基準年として、その年の価格体系で財・サービスの価格を評価する方法。

※連鎖方式

前年を基準年とし、毎年毎年積み重ねて接続する方法で、基準年は毎年更新。一般的に固定基準年方式では基準年から離れるほど比較時点における経済実勢から乖離する傾向があるが、連鎖方式では基準年が常に前年になるため乖離はほぼ生じないとされる。また、連鎖方式による実質値には加法整合性が成立しないため、総数と内訳の合計は一致しない。

評価基準の一覧

項目等	評価基準			
県内総生産(生産側、名目)	県内概念	総(グロス)	市場価格表示	名目
県内総生産(生産側、実質)	県内概念	総(グロス)	市場価格表示	実質(連鎖方式)
県民所得	県民概念	純(ネット)	要素費用表示	名目
県内総生産(支出側、名目)	県内概念	総(グロス)	市場価格表示	名目
県内総生産(支出側、実質)	県内概念	総(グロス)	市場価格表示	実質(固定基準年方式)

3 取引主体の分類

(1) 経済活動別分類(SNA分類)

経済活動別分類は、財貨・サービスの生産及び使用(消費支出、資本形成)についての取引主体の分類であり、所得の処分や資金の調達、運用などの意思決定に関する制度部門別分類と対比される。経済活動別分類による取引主体は、①産業 ②政府サービス生産者 ③対家計民間非営利サービス生産者からなる。なお、詳細は「6 経済活動別分類(SNA分類)と日本標準産業分類の対応表」を参照のこと。

①産業

市場での利益の追求を目的として生産活動を行う主体であるが、政府関係機関であってもコスト構造、生産物の性格や処分の面で産業と類似しているもの(公的企業など)はこれに含まれる。また、家計の住宅建設及び使用なども産業に分類される(「5 用語の解説」帰属家賃の項を参照)。

②政府サービス生産者

政府や地方公共団体を単なる消費主体としてだけでなく、生産主体としても格付けており、この場合に、政府や地方公共団体は政府サービス生産者と呼ばれる。政府サービスとは、国家の治安維持や経済・社会政策などの、他の方法では効率的かつ経済的に供給されないような、社会の共通目的のために行われるサービスである。

政府サービス生産者には、政府、地方公共団体などの行政機関の他、社会保障基金や独立行政法人の一部などが含まれる。

③対家計民間非営利サービス生産者

他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを、利益追求を旨とすることなく家計へ提供する団体を対家計民間非営利団体といい、これを生産者として把握する場合、対家計民間非営利サービス生産者という。対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、その活動は通常、会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によってまかなわれる。労働組合、政党、宗教団体のほかに、私立学校のすべてがこれに含まれる。

(2) 制度部門別分類

制度部門別分類は、独立した組織として所得の受払いや財産の所有・運用に関する意志決定を行う制度単位を基準とした分類である。制度部門別分類による取引主体は、①非金融法人企業 ②金融機関 ③一般政府 ④家計 ⑤対家計民間非営利団体からなる。

①非金融法人企業

市場財及び市場非金融サービスの生産を主活動とするすべての非金融法人企業または準法人企業である。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

②金融機関

銀行、保険、信託、証券会社などの民間の金融機関のほか、政府系金融機関など民間の金融機関と類似した活動を行う公的機関も含まれる。

③一般政府

政府、地方公共団体とそれらによって設定・管理されている社会保障基金などから構成される。経済活動別分類における「政府サービス生産者」と同じ範囲である。

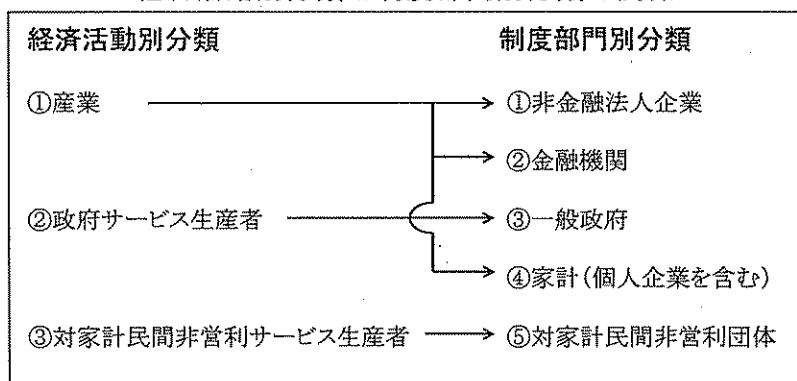
④家計

世帯としての一般的な家計の他、自営の個人企業も含まれる。これは家計の構成員が独自の企業を所有し、それが法人企業または準法人企業でない場合、所属する家計部門の利益となるために活動しているとみなされ、その企業はその家計自身と不可分であると考えられるためである。

⑤対家計民間非営利団体

経済活動別分類の「対家計民間非営利サービス生産者」と同じ範囲である。

経済活動別分類と制度部門別分類の関係



4 県民経済計算の構成

I 基本勘定

(1) 統合勘定

統合勘定は、モノ(財貨およびサービス)の取引の結果とカネ(所得および金融資産負債)の流れの結果とを統合して記録し、一定期間における一県の経済活動の結果を総括したものである。

①県内総生産勘定(生産側及び支出側)

一定期間における県内の経済活動を総括して表章するものであり、県内概念による県内総生産(生産側)と県内総生産(支出側)のバランスで表している。県内総生産(生産側)は、要素費用表示の県内純生産を構成する県内雇用者報酬と営業余

剩・混合所得に固定資本減耗を加えて純生産物の価値を「総」の概念で表し、これに評価上の調整として生産・輸入品に課される税を加え補助金を控除して市場価格表示としたものである。県内総生産(支出側)は生産物に対する支出の額を市場価格によって評価したものであり、構成項目としては、民間最終消費支出、政府最終消費支出、総固定資本形成、在庫品増加、財貨・サービスの移出及び移入(控除項目)からなり、統計上の不整合は生産面と支出面において基礎資料や推計方法が異なるため生ずる計数上の不一致を県内総生産(支出側)に示したものである。

②県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、生産された要素所得の受取や生産物の最終消費への支払いのほか、財産所得などの移転所得の受払いから構成され、県民可処分所得とその使用のバランスとして統合されているものである。

この勘定において県民雇用者報酬は、県内雇用者報酬と、県外からの雇用者報酬(純)に分割される。

移転項目については、県外からの財産所得(純)と県外からのその他の経常移転(純)とに区別して表章される。

さらに生産・輸入品に課される税と(控除)補助金が、貸方に計上されている。

県民可処分所得は各制度部門の可処分所得の和として求められている。使用項目の民間最終消費支出、政府最終消費支出、県民貯蓄は、それらに対応する部門別項目の和として求められる。

③資本調達勘定(実物取引)

この勘定は、資本形成とその資本調達のバランスを示したものであり、実物取引と金融取引に区分されるが、県民経済計算では実物取引のみを記録対象としている。

④県外勘定(経常取引)

この勘定は、県民経済の各部門が行った県外との取引を一括して表示したもので、居住者、非居住者間のすべての取引を統合している。経常取引と資本取引とに区分されるが、県民経済計算の県外勘定では経常取引のみを記録対象としている。経常取引は、財貨・サービスの移出(入)、雇用者報酬、財産所得、その他の経常移転によって構成され、バランス項目として支払側に経常県外収支を設けている。

なお、この勘定は県外の視点から記録されているため、県内から見ると受取と支払が逆になっている。

(2) 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計(個人企業を含む)、対家計民間非営利団体の制度部門別に作成される。「県内総生産勘定(生産側及び支出側)」の借方に示される生産活動の結果発生した付加価値がどの制度部門に配分され、さらに各制度部門及び県外部門間に様々な移転取引が行われるなかで、それらの所得が最終的にどのように振り分けられているかを示している。勘定の貸方

(受取)には、要素所得として県民雇用者報酬、営業余剰・混合所得、移転所得(財産所得、その他の経常移転)が示される。借方(支払)には、最終消費支出、移転項目(財産所得、その他の経常移転)及び貯蓄が示される。

県民雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値の雇用者への配分額であり、県外との受払いを調整した県民概念の雇用者報酬が計上されていることに注意を要する。

営業余剰・混合所得は、産出額から中間投入額、固定資本減耗等を差引いた県内純生産である県内要素所得から県内雇用者報酬を差引いたものであり、非金融法人企業、金融機関及び家計(個人企業を含む)の3制度部門において発生している。

財産所得は、利子、配当、保険契約者に帰属する財産所得、賃貸料の4つからなっている。これらは発生主義でとらえられ、利子、賃貸料については支払義務発生時点で、配当についても配当金の公告あるいは利潤獲得時ではなくその支払の義務発生時点で計上されている。

その他の経常移転は、財産所得以外の経常移転であり、大別すると3種類からなっている。一つは、所得・富等に課される経常税で、二つは、社会給付のうち、「現物社会移転以外の社会給付」が計上される。具体的には、社会保険制度(社会保障基金、年金基金、無基金)に基づく社会保障給付のうち、「現金による社会保障給付」、「年金基金による社会給付」、「無基金雇用者社会給付」が計上されるとともに、社会保障制度には基づかない「社会扶助給付」が計上される。三つは、「所得・富等に課される経常税」及び「現物社会移転以外による社会給付・社会負担」以外の経常移転として、非生命純保険料・保険金、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転が計上される。

現物社会移転は、政府単位(社会保障基金を含む)及び対家計民間非営利団体が個々の家計に対して現物による社会移転として支給した財貨及びサービスであり、それは政府または対家計民間非営利団体が市場で購入したかあるいはその非市場産出として生産したものである。

(3) 制度部門別資本調達勘定(実物取引)

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計(個人企業を含む)、対家計民間非営利団体の制度部門別に作成され、資本蓄積の形態とその資本調達の源泉を示す。なお、資本調達勘定は実物取引と金融取引に区分されるが、県民経済計算では実物取引のみを記録対象としている。

II 主要系列表

経済活動別県内総生産(生産側)、県民所得及び県民可処分所得の分配、県内総生産(支出側)を表章したのが主要系列表であり、生産・分配・支出の三面それぞれについて、県民経済計算の基礎的な数値を提供するものである。

(1) 経済活動別県内総生産(生産側)

県内の各経済活動部門によって新たに生み出された価値の評価額を、経済活動別に表章したものである。この県内総生産は県内概念によっている。この県際間の所得の受払差額(県外からの所得)を県内総生産に加えれば、県民総生産となり、県民

総所得(市場価格表示)と等価となる。また、県内総生産より固定資本減耗、生産・輸入品に課される税を控除し、補助金を加えることにより、生産に要した要素費用の総額である県内純生産になる。経済活動別県内総生産(生産側)によって生産力、産業構造等をとらえることができる。

なお、ここでいう生産には農業や製造業などの物的生産ばかりでなく卸売・小売業や金融・保険業などのサービス生産も含まれる。また、これには農家の自家消費にあてられた生産物や自己所有の住居のサービス(帰属家賃)などのように貨幣と交換されない生産物や便益も評価して含んでいる。

(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得(要素費用表示)は生産要素を提供した県内居住者に帰属する所得として把握される。県民概念で把握されるため、県内居住者が他県において生産活動に従事して得た所得も含まれる反面、県外居住者が県内生産活動に従事して得た所得は含まれない。県民所得は、所得の機能別(土地・労働・資本)あるいは制度部門別(家計・企業・一般政府など)の分配関係を示すものである。

また、市場価格表示の県民所得にその他の経常移転(純)を加算して、実際に処分可能な所得として示したのが県民可処分所得である。

なお、ここでいう「県民」とは個人だけでなく、企業なども含まれている。

(3) 県内総生産(支出側)

県経済を最終生産物に対する支出の面からとらえたものであり、市場価格で評価されている。県内総生産(支出側)は、市場価格で表示される県内総生産(生産側)に対応する。

これらによって、県経済の消費支出・資本形成の規模及び構造を知ることができる。

III 付表

(1) 一般政府の部門別所得支出取引

一般政府の部門(国出先機関、県、市町村、社会保障基金(社会保険特別会計、共済組合、国民年金など))別の所得支出勘定である。それぞれの部門の所得支出取引をみるとことで、各部門が県経済に対して果たしている役割を把握することができる。

(2) 社会保障負担の明細表(一般政府の受取)

社会保障負担とは、雇用者負担、雇主負担にかかわらず一般政府の一部門である社会保障基金に対して、雇用者の利益のために支出される負担金である。

この表は、社会保障基金に属する社会保険特別会計や共済組合などの構成部門ごとに、雇主、雇用者の負担額を表しており、「(3) 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」とともに、社会保障基金の各部門が住民の福祉のためにいかなる活動をしているかを把握することができる。

(3) 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)

この表は、社会保障に係る一般政府から家計への経常移転の詳細を、「現物社会移転以外の社会給付」及び「現物社会移転」の2つの項目に分けて表している。これにより、社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付金（雇用保険給付金、事故、障害及び疾病に対する給付金など）、特定の基金、準備金を設けず、また民間基金や保険組織に加入しないで雇主によって雇用者に直接支払われる無基金雇用者社会給付（退職一時金、公務災害補償費など）及び社会扶助給付（恩給、特別弔慰金など）の社会保障関係支出状況を、社会保障制度を構成する厚生保険等の特別会計、国民健康保険、共済組合などの機関ごとに、その社会保障給付が現金によるものなのか、現物によるものなのかを詳細に把握することが可能となる。

なお、各項目の合計額は、一般政府部門の所得支出勘定における各当該項目の支出額に等しい。

(4) 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別県内総生産は、各経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計しており、この表は産出額、中間投入額、県内総生産を経済活動別に表している。

また、こうして求められた生産者価格表示の県内総生産から、固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産を求め、これから生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して県内要素所得を推計し、さらに、これから県内雇用者報酬を控除して営業余剰・混合所得を求める過程を、経済活動別に表している。

(5) 経済活動別就業者数及び雇用者数

この表は、経済活動別の労働力の投入量を、年度平均就業者数・雇用者数として、県内（就業地）概念及び県民（常住地）概念で表したものである。

ただし、利用には次の点について留意する必要がある。

- ◆雇用者とは、産業、政府サービス生産、対家計民間非営利サービス生産を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。
- ◆県民経済計算では、副業を行っている者、あるいは複数の事業所で雇用されている者は、それぞれの経済活動で1人として数えるが、推計の基礎となる「国勢調査」は1人を1つの就業に限って数えている。そのため、推計において二重雇用調整を実施し、県民経済計算の概念に合わせている。
- ◆人数を就業時間の長短により調整はしていないため、パートタイム労働者など就業時間の短い者も1人として数えている。
- ◆就業者数及び雇用者数は、国勢調査の値を基礎に各種統計資料等を用いて補間・補外を行うと共に、二重雇用調整等を実施して算出した推計値であり、直接、就業者数等を調査して積み上げた値ではない。

5 用語の解説(五十音順)

あ

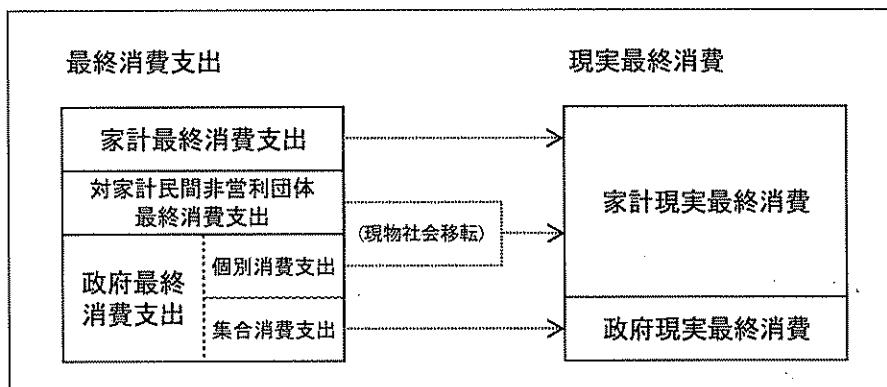
営業余剰・混合所得……生産活動における企業の貢献分として企業の手元に残る利益であり、雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金とともに付加価値の構成要素の一つである。企業会計でいう営業利益に近い概念。混合所得とは家計部門のうち個人企業の取り分であり、事業主の労働報酬の要素も含まれるために混合所得と定義され、家計のうち持ち家分と区別される。営業余剰・混合所得は、原則として市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じ、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者は営業余剰等を生まない。

S N A……国民経済計算体系(System of National Accounts)のこと。世界各国が同一基準で国民経済計算を行うことを目的に、国際連合統計委員会で採択された国際的な体系である。県民経済計算においてもSNAに準拠し、現在は1993年に採択された93SNAを採用している。

か

家計現実最終消費……家計最終消費支出に一般政府及び対家計民間非営利団体からの現物社会移転を加え、便益を受けた側(家計部門)での消費としてとらえたもの。一般政府や家計等の消費には、その源泉が可処分所得か調整可処分所得かにより、「最終消費支出」と「現実最終消費」が存在する。最終消費支出は各制度部門が実際に支出・負担した額を示す項目であり、現実最終消費は各制度部門が実際に享受した便益の額を示したものである。政府最終消費支出のうち、個別消費支出は現物社会移転として家計に対して支給する個別のサービスについて行われる支出であるが、一般政府または対家計民間非営利団体は現物社会移転分を自ら消費するわけではなく、家計が実際に消費して便益を受ける。そこで、家計最終消費支出に一般政府及び対家計民間非営利団体からの現物社会移転を加え、便益を受けた家計部門での消費としてとらえたものが「家計現実最終消費」であり、「政府現実最終消費」は政府最終消費支出から現物社会移転としての個別消費支出を控除した集合消費支出である。

最終消費支出と現実最終消費の関係



家計最終消費支出……家計(個人企業を除いた消費主体としての家計)の新規の財貨・サービスに対する支出であり、同種の中古品、スクラップ純販売額(販売額-購

入額)は控除される。なお、土地造成と住宅建設は投資活動として民間総固定資本形成に含むため、この項目に含まれない。

企業所得……企業所得とは営業余剰・混合所得に受取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものである。企業会計でいう経常利益に近い概念。

帰属計算……帰属計算とは県(国)民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して実際には市場でその対価の受払いが行われなかつたにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。例えば、家計最終消費支出には自己所有住宅の帰属家賃が含まれ、通常の家計簿ベースの支出より範囲が広がっているなど、県民経済計算の各項目を見る場合その範囲には十分注意する必要がある。

帰属社会負担……社会負担のうち、労務災害に対する見舞金のように雇主が基金等の特別の準備をすることなく無基金で行う負担。無基金雇用者社会給付が雇用者報酬の構成要素(雇主の帰属社会負担)として計上されることから、家計による二重受取を回避するために設けられた項目であり、雇主の帰属社会負担と同額を家計が雇い主に支払ったものとして計上される。無基金雇用者社会給付の項を参照。

帰属家賃……実際には家賃の支払を伴わない自己所有住宅(持家住宅)についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定し、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額(給与住宅差額家賃)も含まれる。SNAでは、持ち家率の異なる国間の比較のため、住宅自己所有者は住宅賃貸業(不動産業)を営んでいるものとされ、帰属家賃は家計の生産額に含まれており、その営業余剰は家計の営業余剰になる。なお、給与住宅は現物給与として雇用者報酬に含まれる。

帰属利子……金融業の生産額を定義するための帰属計算項目であり、受取利子及び配当と支払利子の差額をさす。利子は主として他産業の付加価値から支払われたものであるから、それを再び生産としてとりあげることは二重計算となるが、帰属計算をしないで金融業の産出額を手数料のみとすると、営業余剰がマイナスとなり、活動実態に合わない。そのため、金融業に限り利子の差額分を産出額に含めることとし、上記の二重計算を除去するために、帰属利子はすべての産業が中間投入するものとして扱う。その場合、帰属利子を経済活動別に分割することが困難なため、「帰属利子」というダミー産業を設けて、この産業がすべての帰属利子を中間投入するものとして欄外で一括控除する。

寄与度……ある構成項目の増減が、全体の増加率に対してどれだけ貢献しているかを示す指標。「寄与度(%)=当該項目の増減/前期の全体値×100」で計算され、各項目の寄与度の合計は全体の増加率と一致する。

経済成長率……県内総生産の対前年度増加率。

県外に対する債権の変動……貯蓄投資差額の項を参照。

現実社会負担……社会負担のうち、社会給付の支払に備えて雇主及び雇用者が社会保障基金及び年金基金に対して支払うもの。雇主の強制的現実社会負担(社会保障基金に対する保険料支払のうちの事業主負担)、雇主の自発的現実社会負担(厚生年金基金等の民間の年金制度に対する保険料支払のうちの事業主負担)、雇用者の強制的社会負担(社会保障基金に対する保険料支払のうちの被用者負担)、雇用者の自発的社会負担(厚生年金基金等の民間の年金制度に対する保険料支払のうちの被用者負担)からなる。

県内雇用者報酬……県内概念で把握した雇用者報酬。雇用者報酬の項を参照。

県内総生産……県内の経済活動により新たに生み出された成果(付加価値)であり、国でいう国内総生産(GDP)にあたる。

現物社会移転……一般政府(社会保障基金を含む)及び対家計民間非営利団体が個々の家計に対して現物による社会移転として支給した財貨及びサービスであり、それは一般政府または対家計民間非営利団体が市場で購入したかあるいはその非市場産出として生産したものである。現物社会移転の内訳は、社会保障基金による医療保険及び介護保険給付分である「現物社会給付」と、家計に対して無料または経済的に意味のない価格で一般政府や対家計民間非営利団体によって提供される教育、保健等のサービスである「個別的非市場財・サービスの移転」からなる。

現物社会給付……現物社会移転の項を参照。

県民可処分所得……制度部門別では受け取った所得から経常移転支払を控除したもので、消費と貯蓄の合計に等しい。県全体では県民所得(市場価格表示)にその他の経常移転(純)を加えたもので、県民が実際に使用することができる所得を示している。

県民雇用者報酬……県民概念で把握した雇用者報酬。雇用者報酬の項を参照。

県民所得……一般に「県民所得」と言う場合は、要素費用表示の県民所得を指す。生産要素を提供した県内居住者に帰属する所得であり、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得からなる。なお、ここでいう県民とは個人だけではなく、企業なども含むため、これを県の総人口で除した「1人当たり県民所得」は県民個人の給与や実収入の水準を表すものではないことには十分注意する必要がある。

県民総所得……県民総生産に一致するもので、県民が受け取った所得を総(グロス)概念及び市場価格表示で表している。分配系列では「県民総所得=県民所得(要素費用表示)+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税(控除)補助金」、支出系列では「県民総所得=県内総生産(支出側)+県外からの所得(純)」である。

固定基準年方式……実質化の方式の1つ。ある特定の年を基準年として、その年の価格体系で財・サービスの価格を評価する方法。県民経済計算では、支出系列で用い

られている。連鎖方式の項を参照。

固定資本減耗……構造物、設備、機械等再生産可能な固定資産について、通常の摩損及び損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故の損害等からくる減耗分を評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。県民経済計算では、政府と対家計民間非営利団体を生産者として格付けしているため、これらの固定資産についても固定資本減耗は計上されている。なお、生産や固定資本形成などで、固定資本減耗を含む計数は“総”、含まない計数は“純”という言葉を付して呼ばれる。

雇用者報酬……生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をさす。具体的には①賃金・俸給（現金給与、現物給与、給与住宅差額家賃等）②雇主の現実社会負担（社会保障基金、年金基金への負担金）③雇主の帰属社会負担（退職一時金等の無基金への負担金）の項目から構成されている。なお、雇用者とは、産業、政府サービス生産、対家計民間非営利サービス生産を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれるが、剰余金処分による役員賞与は配当として扱い、雇用者報酬には含まない。

さ

財貨・サービスの移出(入)……財貨サービスの移出(入)と直接購入から構成される。移出(入)とは県内居住者と非居住者間の財貨・サービスの取引であり、直接購入とは県内居住者(非居住者)による県外(県内)での財貨・サービスの直接購入である。ただし、生産要素(労働及び資本)に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などは県外からの(への)所得となり、ここには含まれない。

在庫品増加……企業及び一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものである。仕掛工事中の重機械器具、屠畜や商品用に飼育されている家畜も含まれる。

在庫品評価調整……県民経済計算では発生主義の原則がとられているため、在庫品増加は在庫の増減時点での価格で評価している。しかし、企業会計に基づく在庫関係データは先入先出法など様々な方法で評価されており、在庫増減には期首と期末の評価価格の差による分も含まれている。この評価方法の違いを調整するのが在庫品評価調整であり、企業会計データに在庫品評価調整を行うことで、県民経済計算の評価方法に変換している。

財産所得……ある経済主体が他の経済主体の所有するカネ・土地及び無形資産(著作権・特許権など)を貸借する場合、この貸借を原因として発生する所得の移転であり、利子及び配当、地代、著作権・特許権の使用料などが該当する。ただし、財産所得の貸貸料には、構築物(住宅を含む)、設備・機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まない。

産出額……生産活動によって生み出された財、サービスの総額のこと、一般的な出荷額や売上高の概念に近い。産出額から中間投入額を控除したものが総生産(付加

価値)である。

実質……ある年の物価を基準として物価変動を除去したもの。経済の実質的(物量的)な伸びを見る場合に用いられる。名目の項を参照。

社会保障基金……公的年金や公的医療保険など、社会全体あるいは大部分を対象として社会給付を行う組織。一般政府の一部である。

所得・富等に課される経常税……その他の経常移転の一部であり、所得税、法人税などのいわゆる直接税に相当する。ただし、相続税及び贈与税は資本移転に区分されるため、所得・富等に課される経常税には含まれない。

生産・輸入品に課される税……財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で、所得・富等に課される経常税と区別される。

政府現実最終消費……政府最終消費支出から現物による社会移転として家計に支給した財貨・サービス(現物社会移転)を控除したもの。家計現実最終消費の項を参照。

政府最終消費支出……政府は単なる消費主体としてだけでなく、生産主体としてもとらえることができる。この場合、一般政府の財貨・サービスに対する経常的支出である政府サービス生産者の生産額(中間消費+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)から、他部門へ販売した額(商品・非商品販売額)を差し引いたものに、現物社会給付等(医療保険及び介護保険による給付分等)を加算したものが一般政府の最終消費支出となる。

総固定資本形成……民間法人、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計が新規に購入した有形又は無形の資産(中古品やスクラップ、土地等の純販売額は控除、マージン、移転経費は含む)であり、以下のものが該当する。

①有形固定資産

住宅、住宅以外の建物及び構築物、輸送機器、機械設備、育成資産(種畜、乳牛、果樹等)。民間転用が可能な防衛関係設備等も含む。

②無形固定資産

鉱物探査、コンピューターソフトウェア(生産者が1年を超えて使用するソフトウェアのうち受託開発及びパッケージソフト分)、プラントエンジニアリング。

③有形非生産資産の改良

土地の造成・改良、鉱山・農地等の開発、拡張等。

なお、建物、道路、ダム、港湾等建設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれるが、重機械器具の仕掛工事は、その財産生産者の在庫品増加に分類される。

総資本形成……民間企業、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計の生

産者としての支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫品増加からなる。

中間消費と総固定資本形成の区別は、当該期間中に使用されつくすか、あるいは将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。例えば、固定資産等の修理についてみると、固定資産の改造や新しい機能の追加など、その耐用年数や生産性を大幅に増大させる支出（資本的修理）は総固定資本形成に含まれる。これに対し、単なる破損の修理や正常な稼働を保つための支出（経常的修理・維持）は中間消費に分類される。また、研究開発費等は企業会計で資本的支出に計上されたとしても、通常有形資産として具体化されず、その支出による将来の便益が不確実であるため、中間消費として扱われる。広告費についても同様である。

総資本形成に係る消費税……消費税は事業者を納税義務者としているが、税金分は事業者の販売する財・サービスの価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担する税であり、県民経済計算では生産・輸入品に課される税に分類している。

総資本形成（総固定資本形成及び在庫品増加）については、仕入税額控除できる消費税額は含まれていない。これは、課税業者の投資にかかる消費税は、他の仕入れにかかる消費税とともに、事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できるためである。こうした消費税の記録方法は修正グロス方式といい、県民経済計算ではこの方法を採用している。具体的には、生産系列において、経済活動別に消費税込み（グロス価格）で付加価値を把握し、支出系列と比較した場合に過大評価分となる「設備投資及び在庫投資に係る仕入税控除額」を「総資本形成に係る消費税」として欄外で一括控除することで、支出系列と整合させている。

その他の経常移転……制度部門別所得支出勘定に示される移転には、「財産所得」と「その他の経常移転」があり、その他の経常移転には、「所得・富等に課される経常税」、「現物社会移転以外の社会給付及び社会負担」、「その他」（=制度部門別所得支出勘定の表章における「その他の経常移転」）がある。

「所得・富等に課される経常税」は、当該項目を参照。

「社会給付」は、社会保険制度に基づく社会保険給付（社会保障基金、年金基金、無基金）と、そうした制度に基づかない社会扶助給付とに分類される。ここでは、社会保険給付のうち現物以外による社会給付（現金による社会保障給付）、年金基金による社会給付及び無基金雇用者社会給付が計上される。現金による社会保障給付は、社会保障基金が家計に対して支払う社会給付のうち、国民年金、厚生年金等からの年金給付や失業給付などの現金により支払われるものが含まれる。年金基金による社会給付は、厚生年金基金、適格退職年金による給付等が含まれる。無基金雇用者社会給付は、雇主による公務災害補償や労働災害に対する見舞金の支払等が含まれるほか、退職一時金も含まれる。社会扶助給付は、社会保険制度の枠組みの中ではなく、政府部門または対家計民間非営利団体が家計に支払う社会給付を示し、生活保護、公費負担医療給付分、恩給等が含まれる。

「社会負担」とは、社会保険給付が支払われることに備えて社会保険制度に行う現実または帰属の支払であり、現実社会負担と帰属社会負担に分類される。現実社会負担、帰属社会負担の項を参照。

「その他」は、「非生命保険取引」、「一般政府内の経常移転」、「他に分類されない経常移転」の三種類に分類され、内訳として「非生命保険取引」を別掲している。

「非生命純保険料」は「保険契約者により当該会計期間中の保険のカバーを得るために支払われる実保険料(収入保険料)及び保険契約者に帰属する財産所得から支払われる保険料追加の両方からなる『非生命保険料』から、サービス料を控除した額」とされ、また、非生命保険金は「家計に対する社会給付の形での支払を除く、当該会計期間中に支払うべきものとなった保険金の決済で支払われる金額」とされている。金融機関の支払側及びすべての制度部門の受取側に「非生命保険金」を計上し、金融機関の受取側及びすべての制度部門の支払側に「非生命純保険料」を計上する。

「一般政府内の経常移転」は、「異なる一般政府の内訳部門間(中央政府、地方政府、社会保障基金)の経常移転」のことであり、一般政府のみに計上されている。中央政府から地方政府へ移転される地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金等、中央政府から社会保障基金へ移転される厚生保険特別会計、国民年金特別会計への繰入等、地方政府から中央政府へ移転される補助費等からなる経常的移転が含まれる。

「他に分類されない経常移転」には、上記の項目に含まれない制度単位間、制度部門間並びに居住者・非居住者間の仕送り・贈与金等、他の項目に計上されていないあらゆる経常取引が含まれ、全制度部門に計上されている。

た

対家計民間非営利サービス生産者……他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを、利益追求を旨とすることなく家計へ提供する団体を対家計民間非営利団体といい、これを生産者として把握する場合、対家計民間非営利サービス生産者という。対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、その活動は通常、会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によってまかなわれる。労働組合、政党、宗教団体のほかに、私立学校のすべてがこれに含まれる。

対家計民間非営利団体……経済活動別分類における「対家計民間非営利サービス生産者」と同じ範囲である。対家計民間非営利サービス生産者の項を参照。

対家計民間非営利団体最終消費支出……対家計民間非営利サービス生産者の生産額から商品・非商品販売額を控除したものである。すなわち、対家計民間非営利団体の販売での収入は、生産コスト(中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)をカバーし得ず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

中間投入額……中間投入とは生産の過程で原材料、光熱燃料、間接費等として消費された非耐久財及びサービスをいう。固定資産の維持補修、研究、開発、調査等もこれに含まれる。産出額から中間投入額を控除したものが総生産(付加価値)である。

貯蓄……要素所得(雇用者報酬、営業余剰・混合所得)や各種の経常移転の受取を合計した経常的収入から、消費支出や各種の経常移転の支払を合計した経常的支出を差し引いた残差である。なお、貯蓄は資本蓄積の原資として資本調達勘定に受け継がれる。

貯蓄投資差額……制度部門別資本調達勘定における貯蓄などの原資と実物資産の蓄

積(投資)のバランス項目であり、原資が実物資産の蓄積を上回ると貯蓄投資差額はプラスとなって他部門で資金を運用することになるが、逆に原資が実物資産の蓄積を下回るとマイナスとなって他部門から資金を調達することになる。なお、統合勘定においては「統計上の不突合」を制度部門別に分割することが不可能なため、県外に対する債権の変動として表章され、「県外に対する債権の変動+統計上の不突合=各部門の貯蓄投資差額の合計」となる。

デフレーター……名目値から実質値を求める際に用いる物価指数。「名目値/デフレーター=実質値」となる。実質の項を参照。

統計上の不突合……県内総生産(生産側)と県内総生産(支出側)は概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため推計値に食い違いが生じる。この食い違いを統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために表章される。県民経済計算では、国民経済計算と異なり支出側に計上される。

な

年金基金による社会給付……年金基金は年金、退職一時金給付のために積み立てられた基金の運用主体であり、年金基金から家計に支払われる年金、一時金が年金基金による社会給付である。

年金基金年金準備金の変動……家計が金融機関である年金基金から受け取る社会給付と、年金基金に対して払い込む自発的社会負担が経常取引として記録されるが、年金基金が管理する年金準備金は生命保険の準備金と同様に、家計が所有する貯蓄として扱われる。このため、年金負担額と受取額の差額を調整項目として一旦設け、年金負担と給付が経常移転として記録されなかった場合と同じ貯蓄額に戻すように記録している。具体的には、「年金基金年金準備金の変動=雇主の自発的現実社会負担+雇用者の自発的社会負担-年金基金による社会給付」と定義される年金基金年金準備金の変動を導入し、家計の受取、金融機関の支払にそれぞれ記録することで、年金基金を社会保障基金から分離し、家計と金融機関との貯蓄の取引として明確にしている。

は

1人当たり県民所得……県民所得を県の総人口で除した値であるが、県民個人の給与や実収入の水準を表すものではないことには十分注意する必要がある。県民所得の項を参照。

保険契約者に帰属する財産所得……保険契約者の資産である保険準備金の運用から生じる所得であり、生命保険・年金基金・非生命保険の保険帰属収益と、保険契約者配当からなる。このうち保険帰属収益は実際には保険企業に留保されるが、いったん保険企業から家計に支払われ、同額を追加保険料として保険企業に支払われるものとして扱う。

補助金……産業振興、あるいは製品の市場価格を低める等の政府目的によって、政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される全ての経常的交付金である。補助金によってその額だけ市場価格が低められるため、負の生産・輸入品に課される税とみなすことができる。

ま

民間最終消費支出……家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出の項を参照。

無基金雇用者社会給付……労務災害に対する見舞金のように、基金等を利用せずに直接的に行われる、雇主から雇用者への福祉的給付。これらの給付は、雇主の帰属社会負担として雇用者報酬に計上される。帰属社会負担の項を参照。

名目……その年度に実際に取引されている価格を評価基準にして表したもの。実質の項を参照。

や

輸入品に課される税・関税……生産・輸入品に課される税の一種であり、輸入した事業所所在県で計上される関税・輸入品商品税。なお、輸入品に課される税・関税は経済活動別に分割することが難しいため、欄外で一括計上する。

ら

連鎖方式……実質化の方式の1つ。前年を基準年とし、毎年毎年積み重ねて接続する方法で、基準年は毎年更新。固定基準年方式では基準年から離れるほど経済実勢から乖離する傾向があるが、連鎖方式は基準年が常に前年であるため乖離はほぼ生じない。ただし、連鎖方式による実質値には加法整合性が成立しないため、総数と内訳の合計は一致しない。県民経済計算では、生産系列で用いられ、実質経済成長率等と見る際は連鎖方式を優先している。固定基準年方式の項を参照。

6 経済活動別分類(SNA分類)と日本標準産業分類(平成19年11月改定)の対応表

S N A 産業 分類	日本 標準 産業 分類 (平成19年11月改定)
1 産業	
(1) 農林水産業	
a 農業	01 農業 (0113 のうち「きのこ類の栽培」→林業) (0113 のうち「もやし栽培農業」→食料品) (014 園芸サービス業→サービス業)
b 林業	741 獣医業 02 林業 0113 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む) (うち「きのこ類の栽培」)
c 水産業	03 漁業 (水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
(2) 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 碎石製造業
(3) 製造業	
a 食料品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 0113 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む) (うち「もやし栽培農業」) 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 (うち「硬化油 (食用)」) 952 と畜場 11 繊維工業 (1112 化学繊維製造業→化学) (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品製造業) (116 外衣・シャツ製造業 (和式を除く)、117 下着類製造業、118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119 その他の繊維製品製造業→その他の製造業)
b 繊維	
c パルプ・紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業 1226 繊維板製造業
d 化学	16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油 (食用)」→食料品)
e 石油・石炭製品	1112 化学繊維製造業
f 窯業・土石製品	17 石油製品・石炭製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 (2181 碎石製造業→鉱業)
g 一次金属	1113 炭素繊維製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業
h 金属製品	24 金属製品製造業
i 一般機械	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 (273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、274 医療用機械器具・医療用品製造業、275 光学機械器具・レンズ製造業→精密機械製造業) (2761 武器製造業→その他の製造業)
j 電気機械	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業
k 輸送用機械	31 輸送用機械器具製造業
l 精密機械	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具 ・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業 323 時計・同部分品製造業 3297 眼鏡製造業

S.N.A.産業分類	日本標準産業分類(平成19年11月改定)
m その他の製造業	<p>11 繊維工業 (うち116外衣・シャツ製造業(和式を除く)、117下着類 製造業、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品 製造業、119その他の繊維製品製造業)</p> <p>12 木材・木製品製造業(家具を除く) (1226繊維板製造業→パルプ・紙・紙加工品製造業)</p> <p>13 家具・装備品製造業</p> <p>15 印刷・同関連業</p> <p>18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)</p> <p>19 ゴム製品製造業</p> <p>20 なめし革・同製品・毛皮製造業</p> <p>2761 武器製造業</p> <p>32 その他の製造業 (323時計・同部分品製造業、3297眼鏡製造業→精密機械器 具製造業)</p> <p>4121 レコード制作業(注)</p> <p>413 新聞業</p> <p>414 出版業</p>
(4) 建設業	<p>06 総合工事業</p> <p>08 設備工事業</p>
(5) 電気・ガス・水道業	<p>a 電気業 33 電気業</p> <p>b ガス業・熱供給業 34 ガス業</p> <p>c 水道業 35 热供給業 361 上水道業 (うち船舶給水業を除く)</p> <p>d 廃棄物処理業 362 工業用水道業 88 廃棄物処理業 (うち民営事業所による活動)</p>
(6) 卸売・小売業	<p>a 卸売業 50 各種商品卸売業</p> <p>55 その他の卸売業</p> <p>959 他に分類されないサービス業(うち「卸売市場」)</p> <p>b 小売業 56 各種商品小売業</p> <p>61 無店舗小売業</p> <p>77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (772配達飲食サービス業のうち「給食」→政府サービス 生産者「サービス業」、対家計民間非営利サービス生産 者「教育」)</p>
(7) 金融・保険業	<p>a 金融業 62 銀行業</p> <p>66 補助的金融業等</p> <p>b 保険業 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)</p>
(8) 不動産業	<p>68 不動産取引業</p> <p>69 不動産賃貸業・管理業(6912 土地賃貸業を除く) (693 駐車場業→運輸業) 帰属計算する住宅賃貸料</p>
(9) 運輸・通信業	<p>a 運輸業 42 鉄道業</p> <p>48 運輸に附帯するサービス業 (4855桟橋泊きよ業→政府サービス生産者(公務))</p> <p>693 駐車場業</p> <p>b 通信業 791 旅行業 37 通信業 49 郵便業(信書便事業を含む) 86 郵便局</p>

S N A 産業分類		日本標準産業分類(平成19年11月改定)
(10) サービス業		
a 教育	8221	職員教育施設・支援業
	8222	職業訓練施設
b 研究	8299	他に分類されない教育、学習支援業
	71	学術・開発研究機関 (政府、非営利に含まれるものを除く)
c 医療業	83	医療業(うち介護保険におけるサービス除く)
d 保健衛生	842	健康相談施設
	8492	検査業 (国及び地方公共団体による活動を除く)
	8493	消毒業 (国及び地方公共団体による活動を除く)
e 介護サービス	8499	他に分類されない保健衛生 (国及び地方公共団体による活動を除く)
	83	医療業(うち介護保険におけるサービス活動)
	854	老人福祉・介護事業(うち介護保険によって提供されるサービス)
	8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業(うち介護保険によって提供されるサービス)
f その他の公共サービス	87	協同組合(他に分類されないもの)
	931	経済団体
g 広告業	73	広告業
h 業務用物品販賣業	70	物品販賣業
i 自動車・機械修理	891	自動車整備業
	901	機械修理業(電気機械器具を除く)
	902	電気機械器具修理業
j その他の対事業所サービス	39	情報サービス業
	40	インターネット附随サービス業
	4122	ラジオ番組制作業
	4161	ニュース供給業
	4151	広告制作業
	72	専門サービス業(他に分類されないもの) (727著述・芸術家業→娯楽業)
	74	技術サービス業(他に分類されないもの) (741獣医業→農業) (746写真業→その他対個人サービス業)
k 娯楽業	92	その他の事業サービス業
	91	職業紹介・労働者派遣業
	411	映像情報制作・配給業
	4169	その他の映像・音声・文字情報製作に附帯するサービス業
	727	著述・芸術家業
	80	娯楽業 (8048フィットネスクラブ→その他の対個人サービス業)
l 放送業	38	放送業
m 飲食店	76	飲食店
n 旅館	75	宿泊業 (うち会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動)
o 洗濯・理容・浴場業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
p その他の対個人サービス業	014	園芸サービス業
	746	写真業
	823	学習塾
	824	教養・技能教授業
	8048	フィットネスクラブ
	79	その他の生活関連サービス業 (791旅行業→運輸業)
q 分類不明産業	903	表具業
	909	その他の修理業 S N A国内総生産推計に用いる生産主体のうち産業部門に属し、かつ、前記の産業部門に属さないもの。 (推計上、その他の対個人サービス業に含む)

S N A 産業分類		日本標準産業分類(平成19年11月改定)	
2 政府サービス生産者			
(1) 電気・ガス・水道業	363	下水道業	
	88	廃棄物処理業（うち国・地方公共団体による活動）	
(2) サービス業	772	配達飲食サービス業 (うち給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動と学校教育法に基づく国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動)	
	81	学校教育 (うち国及び地方公共団体が設置する学校施設)	
	821	社会教育	
	822	職業・教育支援施設 (うち国及び地方公共団体が設置する社会教育施設、職員・職業訓練施設の活動（訓練施設については一部の特殊法人等が設置する活動も含む）)	
	71	学術・開発研究機関 (うち国、地方公共団体及び一部の特殊法人等が行う活動)	
(3) 公務	361	上水道業（うち船舶給水業）	
	4854	貨物荷扱固定施設業 (うち荷役桟橋設備等の港湾関係分)	
	4855	桟橋泊きよ業	
	4856	飛行場業 (うち国及び地方公共団体の行う空港（第一種、第二種及び第三種）の管理)	
	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業 (うち航路標識事務所（灯台）、海上交通センター等による水路情報提供活動、航空管制活動)	
	84	保健衛生（うち国及び地方公共団体による活動）	
	85	社会保険・社会福祉・介護事業 (うち国、地方公共団体及び社会保険事業団体（国公立）、労働者健康福祉機構・（旧）日本郵政公社簡易保険事業本部による活動)	
	97	國家公務（準公務に格付けされる各部門を除く）	
	98	地方公務（準公務に格付けされる各部門を除く）	
3 対家計民間非営利サービス生産者			
(1) 教育	772	配達飲食サービス業 (うち給食（政府サービス生産者分を除く）)	
	81	学校教育	
	821	社会教育 (うち国・地方公共団体以外の者が設置する学校の活動、民法第34条の法人・その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動)	
	71	学術・開発研究機関 (うち私立学校及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行う活動)	
(2) その他	85	社会保険・社会福祉・介護事業 (うち政府サービス生産者、介護保険によるサービス以外の活動)	
	93	政治・経済・文化団体 (931経済団体→その他の公共サービス)	
	94	宗教	
	951	集会場	

(注)4121レコード制作業は、12年基準では「製造業」にあるが17年基準では「サービス業(その他の対事業所)」に格付ける予定である。

7 推計方法の概要

*「内閣府資料」とは県民経済計算用に内閣府から提供された資料であり、一般に公表されたものではない。

(1) 経済活動別県内総生産(生産側、名目)

項目	推計方法	使用する主な資料名
総論	総生産=産出額-中間投入額 ※使用する資料が曆年値の場合は必要に応じて年度転換する。 ※中間投入には、コンピューター・ソフトウェア(1年を超えて使用する単価10万円以上、受注型及びパッケージ型)等の無形固定資産を含まず、また政府手数料を含むため、調整の必要な産業ではそれぞれ控除・加算している。	
1 産業		
(1) 農林水産業		
ア 農業		
a 農業	産出額: 東海農政局岐阜農政事務所照会資料等より粗生産額 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率: 岐阜農政事務所照会資料より	・県統計課照会資料 ・内閣府資料
b 獣医業	産出額: 国の産出額×獣医師のうち獣医業に従事する者の数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率: 内閣府資料	・農林水産省 「獣医師の届出状況(獣医師数)」 ・内閣府資料
c 農業サービス業	産出額: 国の産出額×從業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率: 内閣府資料	・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」 ・内閣府資料
イ 林業		
a 育林業	産出額: 素材生産業のうち木材生産の産出額×育林生産額/素材生産額 ※育林、素材生産額は県産業連関表より 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率: 内閣府資料	・岐阜農政事務所 「岐阜農林水産統計年報」 ・県統計課 「岐阜県産業連関表」 ・内閣府資料
b 素材生産業	産出額: 「生産林業所得統計」より素材生産業(木材生産、薪炭生産、栽培等の二類生産、林野副産物採取)の産出額 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率: 内閣府資料	・岐阜農政事務所 「岐阜農林水産統計年報」 ・内閣府資料
ウ 水産業	内水面漁業、内水面養殖業に分けて推計 産出額: 県水産課照会資料より販売額 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率: 県産業連関表より	・県統計課照会資料 ・県統計課 「岐阜県産業連関表」
(2) 鉱業		
ア 鉱業一般	産出額: 「本邦鉱業のすう勢」より生産額 中間投入額: 「本邦鉱業のすう勢」、「法人企業統計年報」(間接税比率を作成)より中間投入項目を合算 ※「本邦鉱業のすう勢」未調査年は県鉱業生産指数で補外	・経済産業省 「本邦鉱業のすう勢」 ・財務省 「法人企業統計年報」 ・県統計課 「鉱工業指数」
イ 建築材料用岩石採石業	産出額: 採石量×単価 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率: 「ア 鉱業一般」の中間投入比率を準用 ※単価は県「実施設計書に使用する単価表」	・資源エネルギー庁 「採石業者の業務の状況に関する報告書の集計結果」 ・経済産業省等 「砂利採取業務状況報告書集計表」
ウ 碎石業	産出額: 「工業統計」より碎石製造業の製造品出荷額等 中間投入額: 原材料使用額+間接費	・県統計課 「工業統計」
(3) 製造業		
ア 製造業	産出額: 「工業統計」より製造品出荷額等+製品及び半製品・仕掛品在庫純増 中間投入額=原材料使用額等+間接費 ※平成19年工業統計調査から製造品出荷額等に転売収入額などが、原材料使用額等に製造等に関連する外注費などが含まれるように調査票が改正されたが、県民経済計算では平成12年基準推計においては、調査票改正前の概念で推計している。	・県統計課 「工業統計」 「鉱工業指数」 ・経済産業省 「工業統計表」 ・日本銀行 「製造業部門別投入・産出物価指数」

項目	推計方法	使用する主な資料名
イ と畜場	産出額:と畜場事業(公営企業)決算より営業収入 中間投入額:と畜場事業決算より中間投入項目を合算	・県市町村課 「市町村財政の状況」
ウ 新聞業・出版業	産出額:工業統計の平成13年度値をベースとし、新聞発行部数及び書籍・雑誌販売額の伸び率で補外した製造品出荷額等(式はア 製造業と同じ) 中間投入額:ア 製造業の中間投入で求めた「印刷・同関連産業」の中間投入比率を準用	・日本新聞協会 「日本新聞年鑑」 ・出版ニュース社 「出版年鑑」
(4)建設業		
ア 建築工事・土木工事	産出額:全国の建設投資推計額 × 県出来高ベース工事高 / 全国出来高ベース工事高 中間投入額=産出額 × 中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料	・国土交通省 「建設投資見通し」 「建設総合統計年度報」 ・内閣府資料
イ 補修工事	産出額:ア 建築工事・土木工事の産出額 × 建設補修率 ※建設補修率=県産業連関表 県内生産額の「建設補修」/(「建設」「建設補修」) 中間投入額=産出額 × 中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料	・県統計課 「岐阜県産業連関表」 ・国土交通省 「建設工事施工統計調査」 ・内閣府資料
(5)電気・ガス・水道業		
ア 電気業	産出額:全社分電気事業営業収益 - (全社分地帯間購入電力料 + 全社分他社購入電力料)を発電部門と送変配電部門に分け、発電部門は発電電力量、送変配電部門は有形固定資産の県分割合でそれぞれ按分のち、合算する。 中間投入額=産出額 × 中間投入比率 中間投入比率:中部、関西、北陸電力の中間投入比率(営業費用 - (人件費+減価償却費+公租公課+地帯間・他社購入電力料) / 産出額)を、県内産出額の割合で加重平均 ※公営企業分は、電気事業決算より産出額は営業収入、中間投入額は中間投入項目を合算	・県統計課照会資料 ・県市町村課 「市町村財政の状況」 ・電気事業連合会 「電気事業便覧」
イ ガス業	産出額:照会資料より営業収入 中間投入額:照会資料より中間投入項目(営業費用 - (人件費+減価償却費+公租公課))を合算 ※東邦ガス分は、ガス消費量等の県分割合で按分	・県統計課照会資料
ウ 水道業	産出額:上水道、簡易水道事業(公営企業)決算等より営業収入 - (受託工事収益 + 受水費) 中間投入額:上水道、簡易水道事業決算等より中間投入項目(営業費用 - (人件費+減価償却費+資産減耗費+受託工事費+受水費))を合算	・県市町村課 「市町村財政の状況」 ・県水道企業課 「岐阜県水道事業工業水道事業決算書」
エ 廃棄物処理業	産出額:国の産出額 × 従業者数(民営)の県分割合 中間投入額=産出額 × 中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料	・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」 ・内閣府資料
(6)卸売・小売業		
	産出額: (民間分) 「商業統計」より (年間販売額-一本店間移動) × マージン率+その他収入 ※マージン率は商工業実態基本調査(平成9年調査結果)から算出し、 法人企業統計、個人企業経済調査で補外 (公的分) 食料安定供給特別会計:岐阜農政事務所照会資料 公営企業:市場事業決算より営業収益 中間投入額: (民間分) 産出額 × 中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料より (公的分) 食料安定供給特別会計:岐阜農政事務所照会資料より中間投入項目を合算 公営企業:市場事業決算より中間投入項目を合算	・県統計課 「商業統計」 ・経済産業省 「商業統計表」 「商業動態統計調査」 ・財務省 「法人企業統計年報」 ・総務省 「個人企業経済調査」 ・内閣府資料 ・県統計課照会資料 ・県市町村課 「市町村財政の状況」

項目	推計方法	使用する主な資料名
(7)金融・保険業		
ア 金融業	<p>産出額: (民間金融機関) 国は受取利子、受取配当、受取手数料、支払利子を預金残高、貸付残高の県分割合等で按分し、次式による。 産出額=受取利子+受取配当+受取手数料-支払利子 (公的金融機関) 民間金融機関と同様に按分し、次式による。 産出額=受取利子+受取手数料-支払利子</p> <p>中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・財務省 「財政融資資金運用報告書」 ・東海財務局 「地方公共団体向け財政融資資金の貸付状況」 ・福祉医療機構 「業務統計」
イ 保険業	<p>産出額: (生命保険)国の産出額×保有契約高の県分割合 (年金基金)国の産出額×加入者数等の県分割合 (非生命保険)農業共済、火災共済、交通災害共済は決算等より その他は国の産出額×保険料、保険金の県分割合</p> <p>中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・社会保険庁 「事業月報」 ・損害保険料率算出機構 「損害保険料率算出機構統計集」 ・農林漁業信用基金 「農業共済財務主要統計」
(8)不動産業		
ア 不動産仲介・管理業	<p>産出額:国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」 ・内閣府資料
イ 住宅賃貸業	<p>産出額:1m²当たり市中平均家賃×住宅床面積(分配系列の推計値を使用) 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料
ウ 不動産賃貸業	<p>産出額:国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」 ・内閣府資料
(9)運輸・通信業		
ア 運輸業	<p>産出額: (鉄道業) JR東海は全社分営業収入×乗客数の県分割合 JR貨物は全社分営業収入×発送トン数の県分割合 名鉄、養老鉄道は全社分営業収入×乗客数の県分割合 その他の鉄道は照会資料より営業収入 索道は国土交通省「鉄道輸送統計年報」より旅客収入 (道路運送業) バス、タクシーは県統計書(中部運輸局岐阜運輸支局照会値)より県内営業収入 道路貨物輸送業は国の産出額×輸送トン数の県分割合 (水運業)照会資料より県内営業収入 (航空運輸業)国の産出額×従業者数の県分割合 (その他の運輸業)国の産出額×県分割合 ※道路輸送施設提供業の一部については照会資料、決算資料から料金収入等</p> <p>中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課照会資料 ・内閣府資料 ・国土交通省 「貨物地域流動調査」 「鉄道輸送統計年報」 「交通関連統計資料集」 ・県統計課 「岐阜県統計書」 ・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」
イ 通信業	<p>産出額: (郵便事業) 全国郵便業務収入×引受け内国郵便数の県分割合 (通信業) 電信・電話業は、国の産出額×電話発信回数の県分割合 その他の通信サービス業は、国の産出額×電気通信に附帯するサービス業の従業者数の県分割合</p> <p>中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課照会資料 ・内閣府資料 ・総務省 「事業所・企業統計調査」

項目	推計方法	使用する主な資料名
(10)サービス業	<p>産出額: (教育・学術研究)国の産出額×従業者数の県分割合 (医療・保健衛生・介護) 医療業は、「基金年報」等より県民総医療費 保健衛生は、国の産出額×従業者数の県分割合 介護サービスは「介護保険事業状況報告」より費用額 (その他の公共サービス)国の産出額×従業者数の県分割合 (広告業)国の産出額×従業者数の県分割合 (業務用物品販賣業) 事務用機械器具等販賣業は、国の産出額×従業者数の県分割合 貸自動車業は、国の産出額×レンタカー車両数の県分割合 (自動車修理業)国の産出額×自動車保有台数の県分割合 (機械修理業)国の産出額×従業者数の県分割合 (その他の対事業所サービス)国の産出額×従業者数の県分割合 (娯楽業)国の産出額×従業者数の県分割合 (放送業) 公共放送は、NHK全体額(受信料収入+選舉放送関係交付金収入) を受信契約数の県分割合で按分 民間放送は、国の産出額(放送業からNHK・有線放送分を控除)×従業者数の県分割合 有線放送は、国の産出額×従業者数の県分割合 (飲食業)国の産出額×従業者数の県分割合 (旅館業)国の産出額×従業者数の県分割合 (洗濯・理容・浴場業)国の産出額×従業者数の県分割合 (その他の対個人サービス業)国の産出額×従業者数の県分割合 (分類不明)その他の対個人サービス業に含む</p> <p>中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」 ・県高齢福祉課 「介護保険事業状況報告」 ・県地域福祉国保課 「国民健康保険事業状況」 ・県統計課照会資料 ・社会保険診療報酬支払基金 「基金年報」 ・国土交通省 「交通関連統計資料集」 ・日本放送協会 「決算書」「業務報告書」
2 政府サービス生産者	産出額=雇用者所得+中間投入+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税 中間投入額は中間投入項目を合算 いずれも、国関係機関は照会資料、県・市町村は決算書等より	<ul style="list-style-type: none"> ・県財政課 「地方財政状況調査表」 ・県市町村課 「地方財政状況調査表」 「市町村財政の状況」 ・県統計課照会資料
3 対家計民間非営利サービス生産者	産出額:国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額:国の中間投入額×従業者数の県分割合	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」
4 輸入品に課される税・関税	国の中間投入額×経済活動別総生産の小計(産業+政府サービス生産者+対家計民間非営利サービス生産者)の県/国値	・内閣府資料
5 総資本形成に係る消費税	総固定資本形成(支出系列)×投資控除税額比率 投資控除税額比率:内閣府資料	・内閣府資料
6 帰属利子	受取利子+受取配当-支払利子 ※金融機関の産出額推計時に算出	
7 固定資本減耗	固定資本減耗=産出額×固定資本減耗比率 固定資本減耗比率=減価償却比率×(1+資本偶発損比率) 資本偶発損比率:内閣府資料 減価償却比率: (製造業) 「工業統計」より減価償却額/(製造品出荷額等+製造品及び半製品・仕掛品在庫純増) (電気・ガス・水道業) 各関係機関への照会資料、公営企業決算等より(廃棄物処理業を除く) (その他の経済活動) 内閣府資料	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・県統計課 「工業統計」 ・経済産業省 「工業統計表」 ・県統計課照会資料 ・県市町村課 「市町村財政の状況」
8 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	(生産・輸入品に課される税) 国の生産・輸入品に課される税×経済活動別総生産の県/国値 (補助金) 国の補助金×経済活動別総生産の県/国値	・内閣府資料

(2)経済活動別県内総生産(生産側、実質)連鎖方式

推計方法	使用する主な資料名
<p>産出額と中間投入額を連鎖方式で実質化し、ダブルデフレーションしている。 具体的な計算方法は下記のとおり ※内閣府提供の連鎖デフレーターファイル(56分類)を使用 (DF:デフレーター)</p> <p>①国の年度DFの計算 =国の連鎖DF(暦年) × 年度転換率(産出額・中間投入) ②前年度を基準とした固定基準方式の県実質値の計算 =当年度県名目値 ÷ ①の当年度連鎖DF ÷ 前年度連鎖DF ※加法整合性があり、小計、合計、総生産(=産出額 - 中間投入額)を加減算で計算 ③連鎖実質値の対前年度増加率の計算 = ② ÷ 前年度県名目値 ④12年度県実質値の計算 = 12年度県名目値 ÷ ①の12年度連鎖DF ⑤12年度以外の県実質値の計算 =(13年度以降)前年度県実質値 × ③の当年度増加率 =(11年度以前)翌年度県実質値 ÷ ③の翌年度増加率 ⑥県連鎖DFの計算 = 県名目値 ÷ ⑤の県連鎖実質値</p>	<p>※連鎖デフレーターファイルに使用される資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府 「国民経済計算年報」 ・日本銀行 「投入産出物価指数」 「企業向けサービス価格指数」 ・総務省 「消費者物価指数」 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」 ・国土交通省資料

(3)県民所得及び県民可処分所得の分配

項目	推計方法	使用する主な資料名
1 県民雇用者報酬 (1)賃金・俸給 ア 現金・現物給与		
a 農林水産業	<p>(農業) 農家: 1農家当たり農業雇用労賃 × 販売農家数 農家以外: 1人当たり農業雇用者所得 × 農業雇用者数</p> <p>(林業) 国有林: 中部森林管理局資料 公有林: 公有林の県内総生産 × (国有林の人工費 / 国有林の県内総生産) 民有林: 民有林の県内総生産 × 雇用労賃率</p> <p>各所有形態別県内総生産: 林業の県内総生産 × 各所有形態別森林面積</p> <p>(水産業) 1人当たり賃金・俸給 × 雇用者数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省 「農業経営統計調査」 「農林業センサス」 「財務総合政策研究所 「法人企業統計年報」 「総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」 「県統計課照会資料 「林野庁 「中部森林管理局事業統計書」 「林業統計書」 「農林水産省 「林業経営調査」 「県林政課 「岐阜県森林・林業統計書」
b 非農林水産業	<p>(鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業(教育を除く)) 常用雇用者(常勤役員を除く): 常勤役員を含む常用雇用者の1人当たり平均現金・現物給与 × 常勤役員を含む常用雇用者数 - 役員1人当たり平均給与手当 × 常勤役員1人当たりの平均給与に対する役員1人当たりの給与 × 常勤役員数 常勤役員を含む1人当たり平均現金・現物給与は県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」を基礎に、30人以上規模の数値を算出し、29人以下規模の数値は内閣府資料等による給与格差を乗じて算出する。常勤役員を含む常用雇用者数及び常勤役員数は「国勢調査」をベースとした県推計による。なお、雇用者は副業分も含めるため次式による。 雇用者数 = 推計雇用者数 × (1 + 二重雇用比率) 臨時・日雇: 1人当たり平均日額 × 臨時・日雇労働者数 × 年間就労日数 1人当たり平均日額は「毎月勤労統計調査地方調査」をベンチマークとし、県労働雇用課賃金調査で補外 臨時・日雇労働者数は総務省「国勢調査」をベースとした県推計 年間就労日数は職業安定所資料を毎月勤労統計調査で補外</p> <p>(教育、公務) 国・県・市町村及び関係機関の決算書より</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省 「国勢調査報告」 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」 「就業構造基本調査」 「労働力調査」 「厚生労働省 「毎月勤労統計調査」 「経済産業省 「工業統計調査」 「内閣府資料 「県労働雇用課 「岐阜県労働条件等実態調査」 「県統計課照会資料 「県財政課 「地方財政状況調査表」 「県市町村課 「地方財政状況調査表」 「市町村財政の状況」 「文部科学省 「学校基本調査」
イ 役員給与手当	<p>常勤役員を含む常用雇用者の1人当たり平均現金・現物給与 × 役員を含む雇用者の平均給与に対する役員給与の格差 × 役員数 格差: 内閣府資料 役員数 = 国勢調査ベースの役員数 × (1 + 二重雇用比率)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府資料 「総務省 「国勢調査報告」
ウ 議員歳費等	県会議員・市町会議員: 県及び市町村の決算書による 国会議員: (歳費 + 期末手当) × 議員数	<ul style="list-style-type: none"> 県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」
エ 給与住宅差額家賃	<p>(1m²当たり市中家賃 - 1m²当たり給与住宅家賃) × 給与住宅面積 × 12ヶ月 1m²当たり市中家賃: 「住宅・土地統計調査」による 住宅・土地統計調査のない年次は消費者物価指数の家賃指数により補間、補外 1m²当たり給与住宅家賃: 同調査による給与住宅家賃を求めて、中間年次は上記同様に求める。 給与住宅床面積: 同調査による床面積を基数とし「建築統計年報」により補間、補外</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省 「住宅・土地統計調査」 「消費者物価指数」 「国土交通省 「建築統計年報」 「建築統計月報」
オ 有給家族従業者所得	<p>有給家族従業者1人当たり平均所得 × 家族従業者数 × 有給割合 有給家族従業者1人当たり平均所得: 常用雇用者の29人以下規模の平均現金・現物給与 家族従業者数: 「国勢調査」をベースとした県推計 有給割合: 内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省 「毎月勤労統計調査」 「総務省 「国勢調査報告」 「内閣府資料

項目	推計方法	使用する主な資料名
(2)雇主の社会負担		
ア 雇主の現実社会負担	内閣府資料、岐阜労働局、岐阜社会保険事務局、全国健康保険協会 岐阜支部への直接照会による。 共済組合、年金基金分については、全国分を従業者数、徴収額等の県 分割合で按分	・県統計課照会資料 ・内閣府資料 ・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」 「地方公務員給与の実態」
イ 雇主の帰属社会負担		
a 退職一時金	官公庁については直接照会又は決算書により、民間企業分は名古屋 国税局資料による。なお、退職金共済制度への雇主負担分も加算す る。	・名古屋国税局統計資料 ・県統計課照会資料
b 公務災害補償費	照会資料及び決算書による。	・県統計課照会資料
c その他	現金・現物給与(農林水産業、公務を除く)×国の推計によるその他の 負担率	・内閣府資料
2. 財産所得		
(1)一般政府		
ア 受取	利子、配当、保険契約者に帰属する財産所得、賃貸料ともに照会資料 及び決算書、内閣府資料による。	・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」 ・県統計課照会資料
イ 支払	利子、保険契約者に帰属する財産所得、賃貸料ともに照会資料及び決 算書、内閣府資料による。	・内閣府資料
(2)家計		
ア 利子		
a 受取	金融機関別に次式により算出する。 (一般預金利子) 全国支払預金利子 × 岐阜県個人預貯金残高 / 全国預貯金残高 (社内預金利子) 社内預金年度平均残高 × 社内預金利子率 (信託利子) 全国信託利子 × 県分割合 × 家計分割合 (有価証券利子) 国債、地方債、公社・公団・公庫債、事業債、金融債の全国の家計現在 高 × 申告所得の利子所得の対全国比 × 平均利回り	・内閣府資料 ・日本銀行 「金融経済統計月報」 ・県統計課照会資料 ・日本銀行 「日本銀行統計」 ・国税庁 「国税庁統計年報書」
b 支払	金融機関ごとの消費者負債利子の全国分を個人の運転資金、貸出残 高等の県分割合で分割	・国税庁 「国税庁統計年報書」
イ 配当(受取)		
a 配当金	全国配当金 × 申告所得による配当分の県分割合	・内閣府資料
b 役員賞与	全国役員賞与 × 役員数の県分割合	
ウ 保険契約者に帰属する 財産所得	生命保険会社、損害保険会社、火災共済共同組合、簡易生命保険・郵 便年金、共済連、農協等の全国分を保険料、保険金等で分割する。	・内閣府資料 ・農林漁業信用基金 「農業共済財務主要統 計」
エ 賃貸料(受取)		
a 受取地代	家計の支払地代 × 全国家計の受取地代 / 全国家計の支払地代 家計の支払地代は、農林水産業、非農林水産業、持ち家ごとに住宅・ 土地統計調査、農政事務所資料を用いて単価、面積、戸数等を把握し 算出する。	・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」 「国勢調査報告」 「住宅・土地統計調査」 「全国消費実態調査」 ・県統計課照会資料
b 特許権使用料等	全国家計受取特許権使用料 × 県分割合	・内閣府資料
(3)対家計民間非営利団体		
ア 受取	国民経済計算の対家計民間非営利団体の受取・支払財産所得 × 岐阜 県の対家計民間非営利団体従業者数 / 全国の対家計民間非営利団体 従業者数	・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」 ・内閣府資料
イ 支払		

項目	推計方法	使用する主な資料名
3 企業所得	企業所得=制度部門別営業余剰・混合所得+(受取財産所得-支払財産所得) 制度部門別営業余剰・混合所得は、経済活動別営業余剰・混合所得を直接推計と残差推計に分けて推計。 直接推計:金融保険業、公的企業、住宅賃貸業(持ち家) 残差推計:経済活動別営業余剰・混合所得から直接推計分を控除した残差を家計(個人企業)と民間非金融法人企業に分けて推計。	
(1)民間法人企業	企業所得=(非金融法人営業余剰+受取財産所得-支払財産所得)+ (金融機関営業余剰+受取財産所得-支払財産所得)-公的企業所得 金融機関営業余剰は生産系列の推計値。 非金融法人営業余剰は残差で推計。	
民間法人企業(配当受払後) ※税務資料等による推計	企業所得=民間法人企業所得(配当控除前)-支払配当 民間法人企業所得(配当控除前):(①所得課税法人の所得+②収入金課税法人の所得+③非課税事業法人の所得+繰越欠損金当期控除額+税法上の所得控除額-欠損会社欠損金)-法人企業から個人への移転-日本銀行分企業所得 ※①②③の所得は発生ベース所得 繰越欠損金当期控除額:(①+②+③)×繰越欠損金当期控除額/申告所得金額 税法上の所得控除額:(①+②+③)×準備金、引当金の純増分/申告所得金額 欠損会社の欠損金:(①+②+③)×欠損金/申告所得金額 法人企業から個人へ移転:発生ベースの法人所得×個人への移転割合 日本銀行の企業所得:日本銀行企業所得×全国法人事業税収納済額に対する県分割合 支払配当:民間法人企業所得(配当控除前)×国民経済計算の(配当/民間法人企業所得(配当控除前))	・内閣府資料 ・県統計課照会資料
(2)公的企業	下記公的企業所得のとおり	
ア 国関係	全国分の純損益をそれぞれの指標で按分して岐阜県分純損益を求める。(一部照会資料から積み上げ)	・県統計課照会資料 ・内閣府資料
イ 県・市町村	各公営企業の決算書より純損益を計上	・県市町村課 「市町村財政の状況」
(3)個人企業	個人企業営業余剰・混合所得-(その他の支払利子+支払賃料) 個人企業営業余剰・混合所得は、農林水産業、非農林水産業、持ち家に分けられる。推計方法は下記のとおり。	
ア 農林水産業	企業所得=営業余剰・混合所得-(支払利子+支払賃料) 各産業の営業余剰・混合所得の求め方は下記のとおり (農業) 農業営業余剰・混合所得(生産系列より)×個人企業比率 (林業) 民有林県内純生産-(民有林賃金・俸給+法人所得) (水産業) 水産業県内純生産-(賃金・俸給+法人所得)	・農林水産省 「農林業センサス」
イ 非農林水産業	企業所得=営業余剰・混合所得-(支払利子+支払賃料) 営業余剰・混合所得は、産業ごとに下記の方法で求める。 営業余剰・混合所得=(1個人企業当たり混合所得×個人企業数)+ 内職混合所得+兼業混合所得-有給家族従業者給与 1個人企業当たり混合所得=1個人企業当たり混合所得(国値)×対全国比 対全国比:1人当たり営業所得金額の全国値との格差 内職所得:1個人企業当たり混合所得×内職所得比率×内職者数 兼業所得:個人企業混合所得×兼業比率 有給家族従業者給与:雇用者報酬の有給家族従業者の給与	・総務省 「国勢調査報告」 ・国税庁 「税務統計から見た法人企業の実態」 ・内閣府資料 ・県統計課照会資料
ウ 持ち家	①住宅自己所有による帰属営業余剰-②住宅資金借入利子-③支払賃料 ①=総家賃×付加価値率×営業余剰比率×持ち家分割合 総家賃=1m ² 当たり市中平均家賃×住宅床面積 1m ² 当たり市中平均家賃:分配の1(1)工 紿与住宅差額家賃の項参照 住宅床面積:「住宅・土地統計調査」による住宅床面積を基礎として建築着工統計の住宅純増床面積により補間、補外する。 ②=全国の住宅資金借入利子×全国銀行業種別貸出残高、中小企業・個人の設備資金の県分割合 ③=持ち家で借地の住宅戸数×持ち家で地代支払世帯の1世帯当たり地代家賃年額	・総務省 「住宅・土地統計調査」 ・国土交通省 「建築統計年報」 ・内閣府資料 ・総務省 「全国消費実態調査」
4 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	生産系列の推計値	
5 その他の経常移転(純)	制度部門別所得支出勘定の財産所得以外の経常移転項目を集計	

(4)制度部門別所得支出勘定

項目	推計方法	使用する主な資料名
1 県民雇用者報酬	分配系列の推計値	
2 営業余利・混合所得	分配系列の推計値(企業所得の項を参照)	
3 財産所得	分配系列の推計値	
4 生産・輸入品に課される税	生産系列の推計値(一般政府の受取に計上)	
5 補助金	生産系列の推計値(一般政府の支払に計上)	
6 所得・富等に課される経常税		
(1)受取	所得税、法人税、住民税、自動車関係税、狩猟税を一般政府に計上	・県統計課照会資料 ・国税庁 「統計年報」 ・名古屋国税局 「統計情報」 ・県税務課 「県税統計書」 ・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」
(2)支払	(1)受取の額を税の種類により非金融法人企業、金融機関、家計に振り分けて計上	
7 社会負担		
(1)現実社会負担		
ア 雇主の現実社会負担		
a 受取	分配系列の推計値(県内ベース)のうち、社会保障基金に対する「雇主の強制的現実社会負担」を一般政府に、年金基金に対する「雇主の自発的現実社会負担」を金融機関に計上	
b 支払	分配系列の推計値(県民ベース)を家計に計上	
イ 雇用者の社会負担		
a 受取	分配系列の「雇主の現実社会負担」と同様に推計した値(県内ベース)のうち、社会保障基金に対する「雇用者の強制的社会負担」を一般政府に、年金基金に対する「雇用者の自発的社会負担」を金融機関に計上	
b 支払	分配系列の「雇主の現実社会負担」と同様に推計した値(県民ベース)を家計に計上	
(2)帰属社会負担		
ア 受取	分配系列の推計値(雇主の帰属社会負担)のうち、官公庁の退職手当及び公務災害補償費を一般政府に、その他は雇用者数・従業者数割合で非金融法人企業、金融機関、対家計民間非営利団体に分割して計上	・総務省 「事業所・企業統計調査」「経済センサス基礎調査」
イ 支払	分配系列の推計値(雇主の帰属社会負担)を家計に計上	
8 現物社会移転以外の社会給付		
(1)現金による社会保障給付		
ア 受取	分配系列の「雇主の現実社会負担」と同様に推計した値(県民ベース)を家計に計上	
イ 支払	分配系列の「雇主の現実社会負担」と同様に推計した値(県内ベース)を一般政府に計上	
(2)年金基金による社会給付		
ア 受取	国の給付額を加入者数(農業者年金基金)、従業者数の県分割合などで按分し、家計の受取と金融機関の支払にそれぞれ計上	・内閣府資料 ・農林水産省 「農林水産省統計表」 ・総務省 「事業所・企業統計調査」「経済センサス基礎調査」
イ 支払		
(3)無基金雇用者社会給付		
ア 受取	家計を除く各制度部門で受取の帰属社会負担額と同額を支払に計上し、その合計額を家計の受取に計上	
イ 支払		
(4)社会扶助給付		
ア 受取	イ支払の額(一般政府+対家計民間非営利団体)を県民ベースに転換して、家計に計上	
イ 支払	(一般政府) 国出先機関・国の社会扶助給付の中央政府/地方政府×県・市町村の社会扶助給付額 県・市町村:恩給及び退職年金+扶助費 (対家計民間非営利団体) 国の社会扶助給付×従業者数の県分割合	・内閣府資料 ・内閣府 「国民経済計算」 ・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」 ・総務省 「事業所・企業統計調査」「経済センサス基礎調査」

項目	推計方法	使用する主な資料名
9 その他の経常移転		
(1)非生命保険金 ア 受取	イ 支払の額を内閣府資料により各制度部門に分割して計上	・内閣府資料
イ 支払	生産系列(保険業)の保険金の推計値を金融機関に計上	
(2)非生命純保険料		
ア 受取	イ 支払の額の合計を金融機関に計上	
イ 支払	(1)非生命保険金の合計額と同額を、内閣府資料により各制度部門に分割して計上	・内閣府資料
(3)その他		
ア 対家計民間非営利団体への経常移転		
a 受取	国の対家計民間非営利団体への経常移転 × 従業者数の県分割合 対家計民間非営利団体に計上	・内閣府資料 ・総務省 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス基礎調査」
b 支払	(非金融法人企業、金融機関) 国の対家計民間非営利団体への経常移転 × 法人事業税課税標準額の県分割合 (一般政府) 国出先機関:岐阜大学の支払額 県・市町村:補助費等(その他) × 対家計民間非営利団体割合 (家計) 1世帯当たり信仰費・祭祀費、他の負担費 × 世帯数	・統計課照会資料 ・内閣府資料 ・国税庁 「統計年報」 「名古屋国税局 「統計情報」 ・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」 ・総務省 「家計調査」 「全国消費実態調査」 「単身世帯収支調査」
イ 対家計民間非営利団体以外への経常移転		
a 家計間の仕送り金	(受取) 支払-県外への支払+県外からの受取 県外への支払、県外からの受取は、学生1人当たり仕送り金 × 県外 (内)寄宿学生数 ※県内、県外の物価調整を、名古屋市を基準に行う (支払) 1世帯当たり仕送り金 × 世帯数	・総務省 「家計調査」 「全国消費実態調査」 「単身世帯収支調査」 「消費者物価指数」 ・文部科学省 「学校基本調査報告書」 ・名古屋大学 「学生生活状況調査」
b 一般政府	受取、支払とも決算書等より該当項目を計上	・内閣府 「国民経済計算」 ・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」 ・財団法人厚生統計協会 「保険と年金の動向」
ウ 罰金		
a 受取	国出先機関:国の受取額 × 法人事業税課税標準額の県分割合 県・市町村:延滞金加算金及び過料 合計値を一般政府に計上	・内閣府資料 ・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」
b 支払	a 受取の額を、所得・富等に課される経常税の支払額で非金融法人企業、金融機関、家計に分割して計上	
10 最終消費支出	支出系列の推計値	
11 年金基金年金準備金の変動		
(1)受取	「雇主の自発的社会負担+雇用者の自発的社会負担-年金基金による社会給付」を、家計の受取及び金融機関の支払に計上	
(2)支払		
12 廉価	各制度部門において、受取合計-支払合計の残差を計上	

(5)県内総生産(支出側、名目)

項目	推計方法	使用する主な資料名
1 民間最終消費支出		
(1)家計最終消費支出	家計調査法によって推計した後、所得推計上の概念に一致させるよう加算控除を行う。	
ア 家計調査法による推計	消費主体を2人以上の世帯、単身者世帯に区分し、家計調査の10大費目別に推計。	
a 2人以上の世帯	1世帯当たり費目別消費支出額×人員調整係数×修正率×世帯数 人員調整係数:家計調査の世帯当たり人員数をSNAベースの世帯当たり人員数に調整 修正率:家計調査のサンプル数過少による標本誤差を修正するため、5年毎に実施される全国消費実態調査を加味 世帯数:国勢調査の「一般世帯総数 - 一般世帯のうち世帯人員が1人の世帯数」なお、中間時点は、岐阜県人口動態統計調査を基に推計	・総務省 「国勢調査報告」「家計調査」「単身世帯収支調査」「全国消費実態調査」「消費者物価指数の解説」 ・県統計課 「岐阜県人口動態統計調査」
b 単身者世帯	単身者1人当たり費目別消費支出額×修正率×単身者数 単身者数:国勢調査の「一般世帯のうち世帯人員が1人の世帯数 + 施設等の人員総数」(中間時点は直線推計)	
イ 調整項目[控除項目]	家計調査法で捕捉していないと考えられる項目について調整を行う。	
a 家賃地代	総家賃として別途推計加算するため、家計調査法により推計した家賃地代を控除	
b 設備修繕費	借家人の自己負担以外の分も含まれているため、家計調査法により推計した設備修繕費を控除	
c 不動産あっせん料	「a 家賃地代」欄を参照	
d 非生命保険料	非生命保険はサービス料のみを消費とみなすため、非生命保険料を一旦控除 (家計調査法 一般世帯の家計最終消費支出 交通・通信費(その他の消費支出)) × (家計調査 1世帯当たり消費支出 交通・通信費(その他の消費支出)に占める非生命保険料の割合)	
e 乗用車購入費	別途推計するため、家計調査法により推計した乗用車購入費を控除	
f 医療費	別途推計するため、家計調査法により推計した医療費を控除	
g その他の控除項目	消費支出とみなされない信仰・祭祀費、仕送り金、他の負担費、贈与金等 (家計調査法 一般世帯 家計最終消費支出 その他の消費支出額) × (家計調査 1世帯当たり消費支出 その他の消費支出に占める当該項目の割合)	
h 用途指定寄付金受入	最終需要ではなく、移転的支出であるため、用途指定寄付金受入(家計分)を控除	
ウ 調整項目[加算項目]	家計調査法で捕捉していないと考えられる項目について調整を行う。	
a 家計外消費	家計調査における脱漏分 1世帯当たり消費支出額 × 2人以上世帯数 × 漏れ率	
b 生命保険のサービス料	生産系列で推計した生命保険の産出額	
c 年金基金のサービス料	生産系列で推計した年金基金の産出額	
d 証券手数料	全国証券手数料 × 1世帯当たり有価証券額の対全国比	・内閣府資料 ・総務省 「全国消費実態調査」
e 家賃	1m ² 当たり市中平均家賃 × 住宅床面積(分配系列の推計値を使用)	
f 設備修繕費	(1世帯当たり設備修繕・維持費 - 火災保険料) × 自己負担率 × 世帯数	・総務省 「家計調査」「単身世帯収支調査」
g 不動産あつ旋料	生産系列で推計した不動産仲介業産出額 × 県産業連関表による家計消費割合	・県統計課 「岐阜県産業連関表」
h 非生命保険のサービス料	生産系列で推計した損害保険の産出額 × 家計分割合(分配系列の制度部門別分割比率)	
i 乗用車購入費	新車分:自動車取得税課税標準額 × 家計分割合 中古車分:全国中古車マージン額 × 中古車登録台数の対全国比	・県税務課「県税統計書」 ・内閣府資料 ・県統計課照会資料
j 医療費	生産系列で推計した総医療費のうち自己負担分	
k 介護費	生産系列で推計した総介護費のうち自己負担分	

項目	推計方法	使用する主な資料名
(2)対家計民間非営利団体最終消費支出	生産系列で推計した対家計民間非営利サービス生産者の自己消費 自己消費=産出額-商品・非商品販売	
2 政府最終消費支出	生産系列で推計した政府サービス生産者の自己消費+家計への移転的支出 家計への移転的支出:医療費のうち社会保障基金からの給付分+介護費のうち社会保障基金からの給付分+医療費以外の現物給付(教科書購入費、戦傷病者等無賃乗車船等負担金)	・県統計課照会資料
3 総資本形成		
(1)総固定資本形成		
ア 民間		
a 住宅	住宅投資総額-「イ 公的 a 住宅」の額 住宅投資総額:全国住宅投資総額×県分居住用建築物工事額/全国居住用建築物工事額	・国土交通省 「建設投資見通し」「建設総合統計年度報」
b 企業設備	(製造業、電気・ガス・水道業) 有形固定資産新規取得額+建設仮勘定の純増分+生産系列で推計したソフトウェア額 (その他の産業) 全国産業別民間企業設備投資額(ソフトウェア額含む)×県内総生産の対全国比	・県統計課 「工業統計」「県統計課照会資料」「有価証券報告書」「内閣府資料」「内閣府」「四半期別GDP速報」
イ 公的		
a 住宅	一般会計(普通会計)、非企業会計、企業会計について、住宅投資額(用地補償費除く)を集計	・県統計課照会資料 ・県財政課、県市町村課 「地方財政状況調査表」
b 企業設備	企業会計について、有形固定資産新規取得額+建設仮勘定の純増分を集計した後、ソフトウェア額を加算 ※公的企業設備ソフトウェア額の推計方法 ①国民経済計算から産出額(総額)に対するコンピュータ・ソフトウェアの総固定資本形成額の比率を求める ②①の比率を県の産出額(総額)に乘じて県全体のソフトウェア額を求める ③県産業連関表からソフトウェア業の公的及び民間の県内総固定資本形成の比率を求め、②で求めたソフトウェア額を分割する ④③で求めた公的ソフトウェア額から生産系列で推計した政府のソフトウェア額を控除し、公的企業のソフトウェア額とする	・県公営企業会計決算書 ・県公社決算書 ・県市町村課 「市町村財政の状況」「県統計課」「岐阜県産業連関表」「内閣府」「国民経済計算年報」
c 一般政府	国関係は直接照会、県・市町村関係は決算書から、建設関係費用(用地補償費除く)を集計した後、生産系列で推計したソフトウェア額を加算	
(2)在庫品増加		
ア 民間企業	(農業) 1農家当たり年度末在庫残高×年度末農家戸数-1農家当たり年度初め在庫残高×年度始め農家戸数 (製造業、電気・ガス・水道業) 年度末在庫残高-年度初め在庫残高 (その他の産業) 全国産業別在庫品増加額×産業別生産額の対全国比	・農林水産省 「農業経営統計調査」「農林業センサス」「県統計課」「工業統計」「県統計課照会資料」「有価証券報告書」「内閣府資料」
イ 公的企業	在庫品の当年度末残高-前年度末残高	・県統計課照会資料
4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合		
(1)財貨・サービスの移出	生産系列で推計した経済活動別産出額×移輸出係数 移輸出係数:県産業連関表の経済活動別移輸出額/県内生産額	・県統計課 「岐阜県産業連関表」
(2)(控除)財貨・サービスの移入	(民間最終消費支出+政府最終消費支出+総資本形成)×移輸入係数 移輸入係数:県産業連関表の移輸入額/県内最終需要計	・県統計課 「岐阜県産業連関表」
(3)統計上の不突合	県内総生産(生産側)-(1民間最終消費支出+2政府最終消費支出+3総資本形成+4(1)財貨・サービスの移出-4(2)財貨・サービスの移入)	
5 県外からの所得(純)	県民所得-県内要素所得(純生産)	

(6)県内総生産(支出側、実質)固定基準年方式

項目	推計方法	使用する主な資料名
1 民間最終消費支出		
(1)家計最終消費支出	「消費者物価指数」の10大費品目別指数を基に実質化	・総務省 「消費者物価指数年報」
(2)対家計民間非営利団体最終消費支出	国民経済計算の当該項目のインプリシット・デフレーターを用いて実質化 インプリシット・デフレーター：名目値を実質値で除することにより事後に求める物価指数(デフレーター)	・内閣府 「国民経済計算年報」
2 政府最終消費支出	国民経済計算の当該項目のインプリシット・デフレーターを用いて実質化	・内閣府 「国民経済計算年報」
3 総資本形成		
(1)総固定資本形成	国民経済計算の当該項目のインプリシット・デフレーターを用いて実質化	・内閣府 「国民経済計算年報」
(2)在庫品増加	国民経済計算のフロー・デフレーターを用いて実質化 フロー・デフレーター：名目値在庫品増加/実質在庫品増加	・内閣府 「国民経済計算年報」
4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不適合		
(1)財貨・サービスの移出	「国内企業物価指数」を基に輸出物価指数を加味して実質化	・日本銀行 「国内企業物価指数」
(2)(控除)財貨・サービスの移入	「国内企業物価指数」を基に輸入物価指数を加味して実質化	・日本銀行 「輸出物価指数」 「輸入物価指数」
(3)統計上の不適合	県内総生産(支出側、統計上の不適合を除く)のインプリシット・デフレーターを用いて実質化	
5 県外からの所得(純)	県内総生産(支出側、統計上の不適合を含む)のインプリシット・デフレーターを用いて実質化	

(7)制度部門別資本調達勘定

項目	推計方法	使用する主な資料名
1 総固定資本形成	支出系列の推計値のうち、民間企業設備は内閣府資料で、民間住宅は新設住宅の床面積で制度部門別に分割 公的総固定資本形成は一般政府に計上	・内閣府資料 ・国土交通省 「建築統計年報」
2 固定資本減耗	生産系列の推計値を内閣府資料などで制度部門別に分割	・内閣府資料
3 在庫品増加	支出系列の推計値を内閣府資料で非金融法人企業と家計(個人企業)に分割	・内閣府資料
4 土地の購入(純)	(国出先機関) 換地清算金+土地購入費-土地及び立木竹壳払代 (県・市町村) 用地取得費-補償費-土地建物及び立木竹壳払収入 ※資料上の制約により一般政府のみ計上	・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」 ・県統計課照会資料
5 貯蓄投資差額	(貯蓄(純)+資本移転(純))-(総固定資本形成-固定資本減耗+在庫品増加+土地の購入(純)) ※一般政府以外は土地の購入(純)を推計していないため、貯蓄投資差額に土地の購入(純)を含む	
6 貯蓄(純)	制度部門別所得支出勘定の推計値	
7 資本移転(純)	資本移転は、一般政府と、金融機関を除くその他の部門との間でのみ行われるとみなし、一般政府の受取、支払を求め、その内容に応じた制度部門に計上する (一般政府の支払) ・国出先機関 報償費、資本補助金、賠償金、弁償金、補填金、見舞金 ・県、市町村 直轄事業負担金、公営企業操出金(資本移転に該当する項目のみ計上)、普通建設事業費補助金、災害復旧事業費補助金 (一般政府の受取) ・国出先機関 弁償及び違約金、期満後収入、相続税、贈与税、公共事業費負担金 ・県、市町村 普通建設事業費支出金、災害復旧事業費支出金、地方譲与税、分担金及び負担金(その他)、交通安全特別対策交付金、財政補給金、寄附金(その他)、特定防衛施設周辺整備調整交付金、雑入(新エネルギー・産業技術総合開発機構からのもの)	・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」 ・名古屋国税局 「統計情報」 ・県統計課照会資料

8 県民経済計算のよくある質問

Q. そもそも、県民経済計算って何？何が分かるの？

A. 県民経済計算は、1年度において県内、あるいは県民の経済活動により新たに生み出された成果（付加価値）を生産、分配、支出の3面から計測し、県経済の実態を包括的に明らかにする加工統計（各種の統計を加工して作成する二次統計）です。GDP（国内総生産）や国民所得などを推計する国民経済計算の県版と考えてください。

県民経済計算では、県内総生産、県民所得などが推計され、これらから岐阜県の経済成長率（県内総生産の対前年度増加率）、経済規模、産業構造、所得水準や、その年度変化などを把握することができます。

また、都道府県民経済計算はすべての都道府県で行われているため、各推計値を都道府県間で比較することで、全国における岐阜県経済の位置などを計ることも可能です。

Q. 計算結果（確報）の公表が翌々年度となる理由は？

A. 県民経済計算の推計には工業統計はじめ多くの統計資料が必要となります。これらの統計の公表時期は推計対象年度の翌年以降となっています。県民経済計算の推計は、こうした統計資料の公表を待って作業を行わざるを得ないため、翌々年度の公表といったスケジュールになります。（各都道府県とも同様です。）なお、確報までの参考値として、推計対象年度の翌年度に早期推計を公表していますが、これは、回帰分析など統計的手法を用いた簡易な方法で推計した結果であり、確報値とはある程度の乖離が生じますので、ご注意ください。（早期推計は実施している県としていない県があります。）

Q. 県民経済計算結果には、山口村分が含まれているの？

※平成17年2月13日、長野県木曽郡山口村が中津川市に越県合併

A. 合併以前（平成15年度以前、及び平成16年度の合併日より前）の年度値は、当時の岐阜県内、岐阜県民の概念で推計しており、遡って山口村分を加算してはいません。

合併以後の年度値には、旧山口村分を含んでいます。

Q. 平成7年度以前の計算結果を入手したい

A. 平成2～7年度の数値は平成15年度の、昭和50～平成元年度の数値は平成11年度の『岐阜県の県民経済計算結果』の統計表をご参照ください。ただし、それぞれSNA及び基準年が異なるため推計値は接続しませんのでご注意ください。また、内閣府が独自に推計した昭和30年度～49年度（68SNA、昭和55年基準）の都道府県値が、内閣府のホームページ（※）で公開されています。

※URL <http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/toukei.html#kenmin>

Q. 他都道府県の都道府県民経済計算結果（確報）を入手したい

A. 各都道府県のホームページで公表されています。また、全都道府県が公表した時点で、内閣府が取りまとめてホームページ等で都道府県一覧を公表しています。

Q. 「1人当たり県民所得」は、県民個人の平均給与や平均収入のことなの？

A. 県民所得とは、「県民雇用者報酬」、「財産所得」、「企業所得」を合算したものであり、これを人口で割って算出する「1人当たり県民所得」は、県民個人の給与や収入の水準を示すものではありません。ここでいう「県民」には個人だけではなく、県内の民間企業や官公庁なども含みます。

1人当たり県民所得とは、経済全体の水準を示す「県民所得」を、人口規模による影響を除くために人口で割って算出したものであり、地域間比較に適した1つの指標ではありますが、質問のとおり個人給与や個人所得の平均を意味するものとよく誤解されています。

県民所得の定義、意味を正しく理解した上で「1人当たり県民所得」を使用してください。

Q. どの統計表を見たらいいのか分からない…

A. まずは主要系列表を見てください。主要系列表は生産、分配、支出の3系列それぞれについて、基礎的な数値を提供するものです。主1-1表～主1-7表が生産系列、主2-1表～主2-3表が分配系列、主3-1表～主3-8表が支出系列に対応しています。

経済活動別県内総生産は生産系列、県民所得は分配系列、最終消費支出や固定資本形成などは支出系列で推計していますので、各系列に対応する表をご覧ください。

Q. 「名目」と「実質」って何？

A. 「名目」とはその年度に実際に取引された価格を評価基準にしたもので、「実質」とはある年の物価を基準として物価変動による影響を取り除いたものです。

例えば、A年度からB年度の間に物価が2倍になったとすると、両年度とも生産活動が同規模であっても、「名目」では総生産は2倍、経済成長率100%になります。しかしこれは貨幣価値の変動によるもので、実質的な経済成長ではありません。そこで物価変動の影響を取り除いた「実質」で見れば、総生産は両年度同じ、経済成長率0%となります。

名目値は国や他県との経済規模の比較や構成比の分析を行う際に、実質値は異なる時点の比較をする（ex. 岐阜県の経済成長率を長期的に観察する）際に適切な指標です。

なお、生産系列は連鎖方式、支出系列は固定基準年方式という異なる方法で実質化していますので、実質の県内総生産や経済成長率は生産系列と支出系列では異なりますが、県の実質経済成長率などを見るときは連鎖方式（生産系列）を優先しています。

また、県民所得など分配系列はすべて名目値であり、実質化は行っておりません。

Q. 生産、分配、支出（系列）って何？

A. 県民経済計算は、生産、分配、支出の3つの系列から成り立っています。これは県経済を、企業等の生産活動により付加価値を生み（=生産）、その付加価値を給料や企業利益として分配し（=分配）、その分配された所得を家計消費や設備投資などで支出し（=支出）、その支出により更に生産活動が行われ…という生産→分配→支出→生産→分配→…の循環で捉え、それぞれの段階における推計をしているのです。これは3つの側面から県経済という同じものを見ていることから、理論的には3系列の推計値は一致します。これを「三面等価の原則」といいます。

ところで、統計表を見ると生産系列の「県内総生産（生産側）」と支出系列の「県内総生産（支出側）」の値は一致しますが、分配系列の「県民所得」とは一致しません。これは県内概念と県民概念、総（グロス）と純（ネット）、市場価格表示と要素費用表示という評価の基準の違いによるもので、三面等価の原則が成立していない訳ではありません（詳細は「2 県民経済計算の評価の基準」などをご覧ください）。

Q. 経済活動別の「対家計民間非営利サービス生産者」って何？
また、「電気・ガス・水道業」や「サービス業」が重複しているけど、どう違うの？

A. 県民経済計算は、国際連合で定められた国民経済計算(SNA)体系に準拠しているため、県民経済計算で用いる経済活動別分類(SNA分類)は、日本標準産業分類とは一部異なります。

「対家計民間非営利サービス生産者」の具体的な内容や、分類の主な違いなどは下表のとおりですが、詳しくは「6 経済活動別分類(SNA分類)と日本標準産業分類の対応表」をご覧ください。

経済活動別分類(SNA分類)と日本標準産業分類について

S N A 分類	主な内容、日本標準産業分類との違いなど
1 産業	
(1) 農林水産業	
① 農業	獣医業を含む
② 林業	
③ 水産業	
(2) 鉱業	
(3) 製造業	新聞業、出版業、と畜場を含む
(4) 建設業	
(5) 電気・ガス・水道業	(公営)上水道業、民営廃棄物処理業を含む
(6) 卸売・小売業	公営市場業を含む
(7) 金融・保険業	公的金融機関、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を含む
(8) 不動産業	持家住宅の帰属家賃を含む
(9) 運輸・通信業	駐車場業、日本郵便などを含む
(10) サービス業	医療業(公立病院も含む)、介護保険により提供される介護サービス、放送業、園芸サービスなどを含む
2 政府サービス生産者	
(1) 電気・ガス・水道業	下水道業、公営廃棄物処理業
(2) サービス業	公立学校・社会教育施設、公的研究機関など
(3) 公務	
3 対家計民間非営利サービス生産者	
(1) サービス業	私立学校、学習塾、民間社会福祉施設、政治団体、宗教団体、労働組合など

Q. 同じ年度の値なのに、以前に公表された値（総生産、県民所得など）と、最近公表された値が異なっているが…

A. 県民経済計算は、毎年度公表する度に、過去の値も（現在は平成8年度まで）修正しています。

これは、県民経済計算に使用している一次統計の遡及修正や、5年に一度など周期調査（国勢調査など）の結果を反映させているためです。

また、県民経済計算の推計方法の変更や推計対象範囲の変更などにより修正されることもあります。

従って、県民経済計算結果は、過去の値（平成8年度以降）も常に最新のものをご利用ください。

Q. 第1次産業、第2次産業、第3次産業の総生産の合計と、県内総生産が合わないが…

A. 第1次、第2次、第3次産業の総生産は、「輸入品に課される税・関税」の加算及び「総資本形成に係る消費税」「帰属利子」の控除がされる前の値（小計値の内訳）であるためです。

これらの項目は経済活動別に分割することが困難であり、最後に一括して加算・控除して県内総生産を算出するため、第1次、第2次、第3次産業の総生産には、これらの加算・控除が反映されていません。

Q. 工業統計の出荷額が増えているのに、製造業の総生産が減少しているのは何故？

A. 県民経済計算は付加価値ベースで生産活動を把握しますので、例えば工業統計の製造品出荷額等（=産出額）が増加しても、原材料高などの影響でそれ以上に原材料費等（=中間投入額）が増加すれば、製造業の総生産（=産出額－中間投入額）は減少します。

県民経済計算では、付表4「経済活動別県内総生産及び要素所得」で、各年度の経済活動別の産出額、中間投入額、県内総生産が分かりますので、ご参照ください。

※工業統計と県民経済計算では対象期間（暦年と年度）や分類（日本標準産業分類とSNA分類）が異なること、また間接費（厚生費、保険料等）の取り扱いなどが違うため、総生産と（工業統計における）付加価値額、中間投入額と原材料使用額等の概念は完全には一致しませんので、この点は注意が必要です。

Q. 県内で新たに出荷額100億円の工場が立地・稼働したり、経済(波及)効果が100億円のイベントが実施されると、県内総生産は100億円増えるの？

A. 前問的回答のとおり、総生産とは付加価値のことですので、工場誘致で新たに出荷額100億円の工場が立地・稼働したとしても、総生産が100億円増えるのではなく、産出額が100億円増えることになり、ここから中間投入額を差し引いた分が県内総生産の増加となります(注)。

また、大型イベントなどの実施にあたり、経済(波及)効果は100億円などという報道や広報がよくありますが、一般的に経済(波及)効果額とは、それに関連したお金の流れがどのくらいの規模になるか(産出額)を予測したものであり、総生産とは異なります。従って、イベント開催により県内で純粋に生産誘発額が100億円増加したとしても、県内総生産が100億円増える訳ではありません。

注：説明の単純化のため、投資や在庫品、経済波及効果等は考慮していません